

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

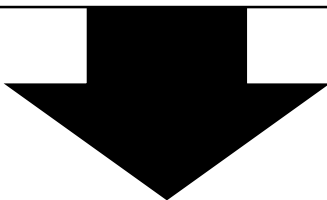
自治基本条例 条文と解説(改訂前)

【解説】

市民は、まちづくりの主体として、権利を主張するだけでなく、互いの自主性や自立性、権利を尊重し、他の市民や市と協力しながらまちづくりの推進に努めるとともに、まちづくりに参加する場合は、自分の発言と行動に責任を持つこととしています。

地方分権の時代を迎え、各自治体は地域の実情に合ったまちづくりを進めることが求められています。市民は市政に関心を持ち、地域の一員としてまちの発展に努めることが大切です。

令和3年9月の提言を受けて改訂



自治基本条例 条文と解説(令和4年3月改訂)

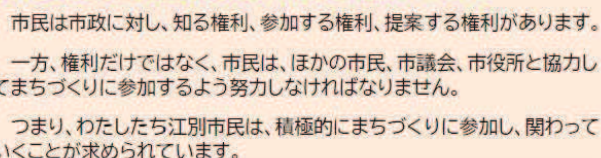
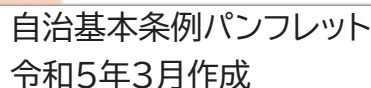
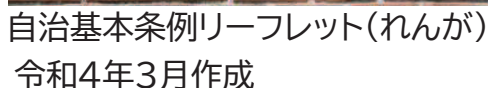
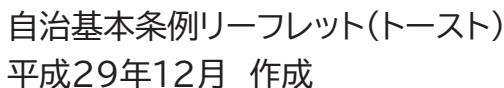
【解説】

市民は、まちづくりの主体として自らの権利を主張するだけでなく、お互いの自主性や自立性、権利を尊重し、他の市民や市と協力しながら、まちづくりを推進するよう努めなければなりません。

人は誰しも、家庭、職場、学校、地域活動など、あらゆる場面において自分で考え、責任を持った発言や行動をしています。

まちづくりへの参加も同じように、自主的にまちづくりに参加し、自らの言動に誠実さを欠くことのないよう心がけることが求められます。

地方分権の時代を迎え、各自治体は地域の実情に合ったまちづくりを進めていかなければなりません。市民一人ひとりが市政に関心を持ち、地域の一員としてまちの発展に努めることが大切です。



- 市民は、まちづくりの主役として互いに理解し、協力し合いながらまちづくりを進めていきます
- まちづくりに関心を持ち、まちの発展に努めます

江別市と日本郵便株式会社江別市内郵便局との包括的連携に関する協定の締結について

1-3

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年3月28日更新

[Post](#)

[LINEで送る](#)

江別市と江別市内郵便局（全12局）は、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に暮らせるまちづくり、選ばれるまちづくりを推進するために、住民サービスの向上に係る包括的連携に関する協定を締結しました。



1. 連携協定の目的

江別市と江別市内郵便局のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的とします。

2. 協定の概要

（1）名称

・ [江別市と日本郵便株式会社江別市内郵便局との包括的連携に関する協定](#) [PDFファイル／1.68MB]

（2）締結日

・ 平成30年3月27日

（3）連携協定の内容

1. 高齢者等の見守りに関すること
2. 道路損傷等の情報提供に関すること
3. 不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること
4. 安心・安全な暮らしの実現に関すること
5. 未来を担う子どもの育成に関すること
6. その他地域の活性化・住民サービス向上に関すること

（4）有効期間

・ 締結日から平成30年3月31日までとしますが、両者のいずれからも特段の申し出がない場合は、1年ごとに自動更新されます。

総務部総務課 代表

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

江別市役所本庁舎2階

Tel：011-382-4141 Fax：011-381-1070

[お問い合わせはこちらから](#)

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [消防・防災・災害・防犯・安全](#) > [防災・災害](#) > [災害から身を守るために](#) > [災害が起きたとき](#) > [災害時協力協定](#) > [災害時における協定締結企業等一覧](#)

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [消防・防災・災害・防犯・安全](#) > [避難](#) > [災害から身を守るために](#) > [災害が起きたとき](#) > [災害時協力協定](#) > [災害時における協定締結企業等一覧](#)

災害時における協定締結企業等一覧

[通常ページへ戻る](#)

掲載日：2024年3月19日更新

Post

[LINEで送る](#)

災害時協力協定締結企業等一覧

江別市では、民間企業等との間で災害時協力協定を締結しています。

大規模災害などが発生、または発生のおそれがある場合に、物資の供給や輸送などをはじめとした各種の対応を迅速かつ的確に実施します。

協定締結先一覧は、以下のとおりです。

江別市と各団体の災害時協力協定（締結順）

○自治体及び関係機関

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
1	北海道開発局	平成22年5月26日	土木施設等の被害状況把握・応急措置準備
2	高知県土佐市	平成25年8月2日	友好都市間の災害時における相互支援
3	財務省北海道財務局	平成26年3月28日	有価物の分別等災害応急対策応援
4	陸上自衛隊第11高射特科隊	平成26年11月17日	災害応急対策活動
5	北海道	平成27年3月31日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援

○民間企業及び民間団体

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
1	日本通運株式会社札幌支店	平成16年7月1日	応急物資の輸送
2	生活協同組合コープさっぽろ	平成16年7月1日	応急物資の供給
3	株式会社セコマ	平成16年7月1日	応急物資の供給
4	株式会社菊水	平成16年7月1日	応急物資の供給
5	北海道中央食糧株式会社	平成16年7月1日	応急物資の供給
6	広谷製パン株式会社	平成16年7月1日	応急物資の供給
7	株式会社マルカツ	平成16年7月1日	応急物資の供給
8	株式会社レンタコム北海道	平成17年5月1日	応急物資の供給
9	北電興業株式会社	平成17年6月27日	避難所広告付き看板の掲出
10	一般社団法人江別建設業協会	平成18年12月27日	応急・復旧活動の支援
11	イオン北海道株式会社	平成19年9月5日	応急物資の供給
12	江別河川防災環境事業協同組合	平成20年8月25日	応急・復旧活動の支援
13	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成21年2月27日	応急物資の供給 自動販売機の電光掲示板による情報発信
14	一般社団法人北海道エルピーガス災害対策協議会	平成22年10月22日	応急・復旧活動の支援
15	江別石油事業協同組合	平成23年10月1日	燃料の供給
16	株式会社スコレー	平成24年4月6日	応急物資の供給
17	株式会社ツルハ	平成25年1月31日	応急物資の供給
18	株式会社共成レンテム	平成25年3月19日	応急物資の供給
19	生活協同組合コープさっぽろ	平成25年7月12日	応急物資の輸送
20	ヤマトホームコンビニエンス株式会社北海道統括支店	平成25年10月1日	応急物資の供給
21	ヤマト運輸株式会社千歳主管支店	平成25年10月1日	応急物資の輸送
22	一般社団法人札幌地区トラック協会江別支部	平成25年11月28日	応急物資の輸送
23	大塚製薬株式会社札幌支店	平成25年12月13日	応急物資の供給
24	江別リサイクル事業協同組合	平成26年2月3日	廃棄物収集運搬の協力
25	江別市内郵便局	平成26年3月31日	市内郵便局との相互協力
26	一般社団法人江別青年会議所	平成26年8月21日	防災活動に関する協力
27	一般財団法人北海道電気保安協会	平成27年2月19日	応急・復旧活動の支援
28	社会福祉法人北海道友愛福祉会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
29	社会福祉法人北叡会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営

No.	協定締結企業等の名称	締結日	協力内容
30	医療法人はるにれ	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
31	社会福祉法人長井学園	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
32	社会福祉法人すばる	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
33	社会福祉法人江別昭光福祉会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
34	一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
35	社会福祉法人えべつ幸誠会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
36	医療法人英生会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
37	社会福祉法人葵新生会	平成27年5月22日	福祉避難所の設置運営
38	江別測量設計業協会	平成27年7月8日	応急・復旧活動の支援
39	札幌電気工事業協同組合	平成27年7月21日	応急・復旧活動の支援
40	三和物流サービス株式会社	平成27年10月6日	応急物資の供給
41	DCMホームマック株式会社	平成28年11月1日	応急物資の供給
42	株式会社メディセオ	平成29年1月17日	応急物資の供給
43	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年2月24日	応急物資の供給
44	株式会社ジョイフルエーカー	平成29年5月31日	応急物資の供給
45	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成29年7月27日	応急物資の供給
46	株式会社ナガワ	平成29年8月22日	応急物資の供給
47	医療法人藤花会江別谷藤病院	平成30年2月2日	専用水道の使用
48	イオン北海道株式会社	平成31年3月27日	専用水道の使用
49	LINEヤフー株式会社	平成31年4月8日	情報発信
50	王子コンテナ株式会社札幌工場	令和2年2月4日	応急物資の供給
51	角山開発株式会社	令和2年3月31日	廃棄物の処理
52	ホテルリポーン野幌	令和2年8月11日	施設の利用
53	市民交流施設運営協議会（市民交流施設ぶらっと）	令和2年8月17日	一時滞在施設の提供
54	株式会社JSP北海道工場	令和2年9月25日	応急物資の供給
55	安全永楽交通株式会社江別支店	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
56	大麻つばめ交通株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
57	東交通株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
58	山崎自動車工業株式会社	令和2年10月28日	要配慮者等の避難輸送協力
59	北海道三菱自動車販売株式会社	令和2年11月27日	次世代自動車からの電力供給
60	株式会社バカン	令和3年1月20日	避難施設における情報の提供
61	ダスキンレントオール札幌イベントセンター	令和3年3月17日	応急物資の供給
62	北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社	令和3年3月31日	大規模災害時の相互協力
63	社会福祉法人日本介護事業団	令和3年3月31日	福祉避難所の設置運営
64	夕張鉄道株式会社	令和3年12月21日	要配慮者等の避難輸送協力
65	北海道レッカー事業組合	令和3年12月28日	応急・復旧活動の支援
66	株式会社ダイナム	令和4年5月9日	車中泊避難における施設の利用協力
67	王子エフテックス株式会社江別工場	令和4年12月22日	工業用水道の使用
68	三井住友海上火災保険株式会社	令和5年9月26日	損害調査情報の提供
69	一般社団法人北海道建築士会札幌支部	令和6年1月31日	応急危険度判定の活動連携
70	エートス協同組合	令和6年3月19日	被災車両の移動・処理等の協力
71	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	令和6年3月19日	応急物資の供給

江別市と各団体の災害時協力協定一覧 [\[PDFファイル／135KB\]](#)

※企業等の名称については、締結時のものとなっております。

<参考> [北海道と民間企業との協定（北海道庁ホームページ）](#)

危機対策・防災担当 代表

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地江別市役所本庁舎2階

Tel：011-381-1407 Fax：011-381-1070

[お問い合わせはこちらから](#)

江別市議会基本条例

条文と解説

平成25年3月
(令和4年8月改定)

前文	・ ・ ・ ・ ・	2
第 1 章 総則（第 1 条）	・ ・ ・ ・ ・	3
第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条～第 4 条）	・ ・ ・ ・ ・	3
第 3 章 市民と議会との関係（第 5 条・第 6 条）	・ ・ ・ ・ ・	5
第 4 章 市長等と議会との関係（第 7 条～第 9 条）	・ ・ ・ ・ ・	6
第 5 章 委員会の活動（第 1 0 条～第 1 2 条）	・ ・ ・ ・ ・	8
第 6 章 議会機能の強化（第 1 3 条～第 1 6 条）	・ ・ ・ ・ ・	9
第 7 章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第 1 7 条～第 1 9 条）	・ ・ ・ ・ ・	1 0
第 8 章 議会改革（第 2 0 条）	・ ・ ・ ・ ・	1 1
第 9 章 最高規範性及び見直し（第 2 1 条・第 2 2 条）	・ ・ ・ ・ ・	1 2
附則	・ ・ ・ ・ ・	1 2

〔前文〕

市民が直接選挙する議員で構成される地方自治体の議会は、自治体の長と共に二元代表制の一翼を担っており、監視機能や立法機能の発揮が期待されている。また、地方自治の本旨にのっとりた団体自治と住民自治に根ざしたまちづくりにおいて、地方自治体の議会が果たすべき役割は、地方分権の進展に伴って大きなものとなっている。

このような中、江別市においては、江別市自治基本条例に規定された議会の役割と責務に基づいて、市民意思の的確な把握に努め、自由かつつな討議を通じて、立法機能、政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任のある議会活動が求められている。

私たち江別市議会（以下「議会」という。）は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、市民参加を推進し、市民との協働の下、市民の意思を市政に適切に反映し、市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くため、議会の最高規範として江別市議会基本条例（以下「条例」という。）をここに制定する。

〔解説〕

日本国憲法は、地方公共団体には議事機関として議会を設置することを定めており、その議会の議員は地方公共団体の住民が、直接これを選挙すると規定しています。

近年の本格的に動き出した地方分権の流れの中で、地方自治体の裁量権が広がるに伴い、住民自治に根差したまちづくりが求められ、議会及び議員の判断の重要性が一層増しています。

さらに情報公開や説明責任が求められる時代にあって、議会や議員は、市民に選ばれた代表として、自らの考えや活動を積極的に市民に開示し、市民の市政への関心を高めていく必要があります。

平成21年に制定された江別市自治基本条例で示された議会の役割と責務、議員の責務をしっかりと受け止め、議会が本来持っている監視機能や政策形成機能を十分に発揮し、議会活動を活性化するとともに、市民の声を市政により反映させるため、住民参加の拡大を図っていかねばなりません。

その実現に向け議会は、現状にとどまることなく、常に自己改革を図っていく必要があります。それには議会や議員の不断の努力が不可欠です。

私たち江別市議会は、市民福祉の向上と市政の発展のため、切磋琢磨し、今以上に市民の負託に応え信頼される議会を築くことを宣言し、ここに議会基本条例を制定します。

なお、地方自治法上の地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体からなり、普通地方公共団体には都道府県及び市町村、特別地方公共団体には特別区、地方公共団体の組合及び財産区があります。

また、地方自治体は、都道府県及び市町村を指す通称として使用されています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的とする。

〔解説〕

この条例は、議会や議員が担うべき基本的事項を定めることにより、議会や議員としての責務を明らかにし行動規範とすること、また監視機能、調査機能、政策形成機能などの向上を通して議会活動を活性化することにより、市民に選ばれた代表として、市民の負託に応えられる議会を実現し、それにより市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを目的としています。

本条例でいう「市民」とは、原則として、江別市自治基本条例で定められている「市民」と同じく、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいうものとします。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民等の多様な意見や知見等を的確に把握するよう努め、政策調査、政策提案及び政策提言の充実を図り、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営に対する監視及び評価機関としての役割を果たすこと。
- (4) 市民の傍聴及び参加意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を市民に対し説明する責任を果たすこと。
- (6) この条例の趣旨を踏まえ、議会に関して定められた条例、規則等及び議会内の申合せ事項等を継続的に見直すこと。

〔解説〕

議会とは合議制の議事機関であり、選挙で選ばれた議員により構成されます。

議会の役割は、市政全般にわたる課題等について、住民に代わって論議し、ものごとを決定することです。一般に言われることでは、執行機関を住民の立場から監視し、また住民のための各種サービスについて具体的な提案をすることです。

議会は、以下の原則により活動します。

- (1) 情報や会議の公開などにより公正性、透明性を保ち、議会活動の内容が市民により身近で分かりやすいものとなるよう努力します。
- (2) 市内外の有識者や専門家その他様々な分野の知識・経験のある方と、コンタクトを持ち、そこから必要な知識・情報などを吸収し、それらを政策調査や政策提案、

政策提言に生かし、市政に反映させるよう努めます。「市民等」とは、第1条で示した市民以外にも含みます。

(3) 市長等の市政運営に関して、監視評価機能を発揮していきます。

「市長等」とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

(4) 本会議や委員会の運営に当たっては、市民が傍聴などの参加意欲がわくような、活力や魅力のある議会運営を行います。

(5) 議決事項や議会運営について、結果や現状のみでなく、その結果等に至った経緯や理由等も含め、情報公開等により説明します。

(6) この条例に定められた基本的事項等と照らし合わせ、関連する条例や規則等について、この条例の趣旨が反映されるよう継続的に見直しを行います。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握し、これを政策形成に反映できるよう、自己の能力を高めるために不断の研さんに努めること。
- (3) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

〔解説〕

議員は、住民の代表として議会を構成し、地域の政治を担っています。議員一人ひとりの活動が、議会の活動でもあることを十分認識し、議員の役割をしっかりと果たしていくことが求められます。

議員は、以下の原則により活動します。

- (1) 議会は言論の府（討論の場）であり、本会議や委員会において質問や質疑などを行いますが、多数をもって意思を決する機関であることを踏まえて、自由に議論します。
- (2) 議員は日頃から、市政の現状や諸課題あるいは市民の意見・ニーズ等について把握するように努めるとともに、他の地方自治体の議会と相互に情報交換等を図り、その意見等を政策形成に反映できるよう、自らの政策立案能力等の向上のため不断の自己研さんを行います。
- (3) 議員は、支持者等の一部の市民や地域の代表ではなく、市民全体の代表であることを自覚し、市民全体の福祉のために活動します。
- (4) 議員は、市民から選ばれた代表者として、自らの議会活動全般について、様々な機会や方法を用い、市民に説明します。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策決定、政策提案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

〔解説〕

会派とは、一般的に議会において共通する政策、意見、考え方を持つ議員の集まりとされています。政策・理念等を共有する議員で構成する会派同士の議論が円滑な議会運営に資すると考えられることから、江別市議会では会派制をとっています。

政策決定や政策提案、政策提言等を行うときは、会派内で十分な議論を行うとともに、必要に応じ、会派間でも調整を行い、各会派が合意に至るよう努めます。

第3章 市民と議会との関係

（市民参加及び市民との連携）

第5条 議会は、市民に対し、積極的にその有している情報を公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）等の会議は、原則として公開するものとする。
- 3 議会は、地方自治法に規定された制度等を十分活用し、市民の専門的な識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議員と市民が市政全般にわたり、情報及び意見を交換する場を多様に設けるとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、審査においては、当該請願及び陳情をした者の求めに応じて、意見を聴く機会を設けるものとする。

〔解説〕

議会は、議事機関としての役割、市民の目線からの監視機関としての役割のほか、市民参加を促進し、市政に市民の多様な意見を反映させるための取り組みを行っていく役割を担っています。

市民の参加や連携について、以下の原則により活動します。

- （1）議会は、政策や議会活動について、情報を積極的に公開し、説明を行います。
- （2）個々の議員の考え方や議論の経過を知ってもらうため、本会議のみならず常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などの会議を、原則として公開します。
- （3）地方自治法に規定されている公聴会や参考人の制度等を活用し、専門的な識見等を吸収し、議会の政策形成に反映させるよう努めます。
- （4）市政についての説明会を開催するなど、直接市民と市政全般について情報や意見を交換する場を設けるとともに、その意見を政策提案として市政に反映させるようにします。
- （5）請願や陳情は、市政等に対する市民の要望や希望を表明するもので、市民からの政策提言として受け止めます。請願権は、日本国憲法にも規定されている国民の権利です。市議会では、議員の紹介があるものを「請願」、議員の紹介がないものを

「陳情」として扱っています。

請願及び陳情の趣旨や目的を明確にし、委員会審査の充実を図るため、提出者の希望に応じて意見を聴く機会を設けています。

（議会広報の充実）

第6条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、多様な議会広報活動に努めなければならない。

〔解説〕

議会や市政に対して、市民の関心を高める具体策として、様々な広報活動に取り組みます。現在江別市議会では、本会議や常任委員会等を傍聴できるほか、毎定例会後に、議員で構成する議会広報広聴委員会が「えべつ市議会だより」を編集・発行し、議決内容や一般質問等の議会の出来事を広く市民にお知らせするとともに、SNSの活用、「市民と議会の集い」の開催など広報活動のさらなる充実に努めています。また江別市議会ホームページ上において、本会議議事録や会議日程、議員名簿、議長交際費支出状況などを公開しています。

※SNSとは、インターネットを利用した情報発信、あるいは相互に情報の交換を行う情報伝達の手段のこと。

第4章 市長等と議会との関係

（市長等との関係）

第7条 議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、政策提案、政策提言等を通じて、市民福祉の向上と市政の発展に取り組まなければならない。

〔解説〕

地方自治体は、議事機関としての議会の議員と執行機関としての市長を共に直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関として権限を担い、相互の均衡と調和を図る二代表制となっています。それゆえ議会と市長は、相互の理解・協力の上でそれぞれの職責を果たさなければなりません。

そのためには、議会と市長等は常に緊張感のある関係を保ち、政策提案や政策提言等を通じて、市民福祉の向上と市政の発展に取り組む必要があります。

（質疑及び質問）

第8条 本会議及び委員会における議員と市長等との質疑又は質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。

- 2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑又は質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲で反問し、又はその趣旨を確認することができる。

〔解説〕

- （1）質疑とは、議題となっている事件などについての疑義を質す発言をいい、質問と

は、市政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことをいい、一般質問ともいいます。

本会議等での質疑や質問を行う際には、議論の内容が傍聴する市民などにも把握しやすくなるように、論点や争点が曖昧にならないよう整理した上で、これらを明確に行います。

江別市議会の一般質問は、総括質問総括答弁方式と一問一答方式を併用しています。

- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、論点を整理し、要点を押さえた答弁を確保するため、質問に対する根拠や議員の考え方に反問したり、発言趣旨を確認したりすることができます。これにより、議会と市長等との緊張関係を保つとともに、議会審議の充実と活性化を図ります。

(議会への重要政策等の説明)

第9条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策提案の根拠
- (2) 提案に至るまでに検討した他の政策の是非を含めたその経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 関係法令、条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算と政策効果

- 2 議会は、前項に掲げる政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

〔解説〕

市長が重要な政策等を提案する場合は、8つの説明責任を求めています。

これは政策水準を高めるため、政策を必要とする根拠から将来のコスト計算や政策効果までを明らかにすることにより、議会審議における、公正性や透明性の確保及び論点の明確化が図られ、提出される政策の信頼性が高まると考えられるからです。

さらにその際には、その政策を実施した場合の行政効果や課題などについても十分な審議を行います。

第5章 委員会の活動

（委員会の役割）

第10条 委員会は、本会議における審議、表決を行うための審査及び調査機関としての役割を担うものとする。

2 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その専門性及び特性を十分発揮しなければならない。

〔解説〕

委員会は、本議会における審議や表決の予備的審査や調査を行うために設置されています。本来は全ての案件の審議は本会議で行われるべきですが、案件数の増加、複雑化・専門化により、本会議の短い期間内の審議では十分な効果をあげられないなどの理由から、少人数の委員会を設け、専門的な審査・調査を行った後に、本会議に報告し、その後本会議で意思決定が行われます。

審議とは、本会議で、説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程をいいます。表決は議題に対する賛成・反対の意思表示をすることをいい、議会の審議過程における最終手続となります。

江別市議会では、条例により、常任委員会と議会運営委員会が置かれ、必要に応じて特別委員会を設けることができるようになっています。

常任委員会とは、一定の部門の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行わせるための委員会です。また円滑な議会運営のため、協議し意見調整する場として議会運営委員会が置かれています。さらに、特定の付議事件の審査のため必要に応じて特別委員会が置かれます。

委員会での審査や調査に当たっては、専門性と特性を活かして、市政の諸課題に適切に対応しなければなりません。

（討議による合意形成）

第11条 委員会は、議案等の審査又は調査に当たっては、その課題などについて共通理解を深めるため、委員相互間の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

〔解説〕

委員会において議案等を審査、調査する場合は、課題などに対する共通理解を深めるため、各委員がその信条や信念に基づき、いかなる制約も受けず、自由に討議を行い、議論を尽くした上で、合意形成を図るように努めていきます。

しかし、全員の意見が一致することが難しい場合には、議題になった案件について、十分に議論を尽くし、少数意見を尊重しながら、多数決の原則をもって、委員会の意思として賛否を決定していくことになります。

（委員会の運営）

第12条 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究する

よう努めるものとする。

2 委員会は、その役割を果たすために公聴会制度、参考人制度等を活用するよう努めるとともに、請願者及び陳情者の求めに応じて、陳述機会を設けるものとする。

3 委員会は、審査及び調査に当たっては、資料等の公開に努め、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

〔解説〕

委員会は、その専門性を遺憾なく発揮し、合理的、効率的な審査ができるよう、日頃から所管事項である市政の分野について、独自に調査研究を進めます。

さらに、必要に応じ、地方自治法に規定する公聴会制度や参考人制度を活用し、専門的な知識を吸収するとともに、請願及び陳情の趣旨や目的を把握するため、請願者及び陳情者に陳述の機会を設けることができるものとします。

審査・調査に当たっては、資料を公開するなどし、公正性や透明性を高め、分かりやすい議論を行います。

第6章 議会機能の強化

（政務活動費）

第13条 会派又は議員は、政策提案、政策提言、調査研究その他の活動に資するために交付を受けた政務活動費の執行に当たっては、江別市議会政務活動費の交付に関する条例等を順守しなければならない。

2 使途については、証拠書類等を公開することにより透明性を確保するものとする。

〔解説〕

政務活動費とは、条例の定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、会派又は議員に交付されます。

執行に当たっては、政務活動費の交付に関する条例や政務活動費を充てることができる経費の運用指針などに従い、適正に行わなければなりません。

政務活動費の使途については、会計帳簿を調製しその内訳を明らかにするとともに、領収書等の証拠書類を整理し保管することを義務付けています。平成29年度分以降の証拠書類は、江別市議会ホームページ上で公開するほか、議会事務局で閲覧することができます。

（議員研修の充実強化）

第14条 議会は、議員の政策調査、政策提案、政策提言等の能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする。

〔解説〕

議員が、市民の代表として市民の負託に応えていくためには、議員の活動原則にもあるとおり、審議能力、監視能力や政策立案能力を高めるなど、議員としての資質の向上を図らなければなりません。

そのために議会は、自己研さんを積む場の一つとして、議員に対する研修を充実させて

いきます。

（議会図書室）

第15条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

〔解説〕

議会図書室は、議員が行う市政に関する調査研究などの資料のほか、広報や刊行物なども保管する場所であり、各議員の見識を広め資質の向上を図るための図書や資料等も備えています。江別市議会では、各会派の幹事長で構成する幹事長会議において購入書籍の決定を行うなど自主的に運営・管理しており、議員の資質向上のためにも議会図書室の整備充実に努めます。

（議会事務局の組織体制の整備）

第16条 議会は、議会の政策提案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

〔解説〕

議会事務局は、議会活動を円滑に進めるとともに政策形成機能の向上のため、議員の活動を補佐する業務を行っています。今後は議会の政策提案や政策提言を補助・支援するため、専門的知識や経験を有する人材を確保するなど、調査や政策法務等の機能の充実を図り、体制の強化を図っていきます。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

（議員の政治倫理）

第17条 議員は、市民全体の奉仕者として政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正に、その職務を行わなければならない。

2 議員は、市民の代表者として、良心と責任感を持って、品位を保持し、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

〔解説〕

市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くためには、一人ひとりの議員が、市民全体の奉仕者であることを自覚し、政治倫理と人格の向上に努め、議会活動はもちろん、私的な活動にあっても、高い倫理観を持って行動する必要があります。

また、市民の代表者として、良心と責任感を持って、議員としての品格を維持することが求められており、良識や正義感にもとる行為を慎み、不正を行っているとの疑惑を持たれることのないよう、法令等を順守しなければなりません。

（議員定数）

第18条 議員定数は、市政の現状と課題、将来予測等を十分に考慮し、議会の審議能力と市民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、江別市議会議員定数条例

で定めるものとする。

〔解説〕

議員定数は、条例で定められており、これまでも議会内で論議を重ね、効率的な議会運営を目指し、定数の見直しを行ってきました。

今後も議員定数を不断に見直していきますが、見直しを行うに当たっては、市政の現状や課題、人口などの将来予測等を踏まえた上で、議会の審議に必要な人数を確保することや多様な市民意思を適正に反映させるという観点などからも検討し、総合的に判断することが重要です。その決定に当たっては、市民の理解を得られるようにする必要があります。

（議員報酬）

第19条 議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来予測等を踏まえ、市政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮し、江別市議会議員の議員報酬等に関する条例で定めるものとする。

〔解説〕

議員の報酬は、市長などとともに、市の職員や他の自治体の状況を踏まえ、江別市特別職報酬等審議会の意見を聴いて、条例で定められています。

報酬額については、今後も不断に見直していきますが、市の現状や課題、将来予測等も見据えた上で社会状況を十分に考慮するとともに、議員は本会議や委員会への出席のみならず、市民との関わりの中で様々な活動を行っていること、また地方分権の推進により地方議会の担う役割が大きくなってきたことなども踏まえ、議員の活動内容や役割、その責務についてもしっかりと考えることが重要です。その決定に当たっては、市民の理解を得られるようにする必要があります。

第8章 議会改革

（議会改革の推進）

第20条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、専門的知見を活用するなど調査研究を進め、委員会等において、常に議論を深めるものとする。

〔解説〕

地方分権一括法が施行されて、地方の自己決定機会と自己責任が拡大し、議会においても議決・監視機能の強化がより重要となりました。分権時代の今、市議会は何をなさねばならないのか、常に自らに問い掛け、行動していかなければなりません。

これまで江別市議会では、議員定数の削減など様々な改革に取り組んできました。これからは議会運営委員会などで、調査研究を深め、常に議論し、議会改革を進めていきます。

第9章 最高規範性及び見直し

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営しなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

〔解説〕

江別市では、市の自治の基本を定める最高規範として、江別市自治基本条例を位置づけていますが、この条例は、議会における最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する条例等を制定してはなりませんし、議会や議員は、常にこの条例の理念や原則、これに関連する条例等を順守して、議会活動を行っていかねばなりません。

そのためには、一人ひとりの議員が、この条例をその理念も含めて十分に理解する必要がありますので、4年ごとに行われる市議会議員選挙を経た任期開始後に、速やかに議員全員でこの条例に関する研修会を行います。そこでこの条例が掲げている事柄や、議会や議員に求められている事柄について、正しい理解と認識を深めます。

(見直し)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを委員会等において検証し、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

〔解説〕

この条例は、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会を築くために、議会や議員が担うべき基本的事項を定めたものですが、議会を取り巻く情勢は不変ではありません。月日の流れ、政治や社会経済状況の変化、あるいは世論など市民の考え方が変わることによって、議会や議員に求められる役割や責務なども変化することがあります。

そのような議会を取り巻く動きを踏まえ、議会や議員に何が求められているのか、議会運営委員会等で常に社会の状況や課題を検証し、その時々で議会が何をなすべきかを検討し、本条例の改正を含め、任期を終えるまでに、適正な措置を講ずる必要があります。

附則

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

この条例は、令和2年6月25日から施行する。

〔江別市議会基本条例 条文と解説（改定の経過）〕

- ・平成２５年３月 作成
- ・令和２年６月 改定（条文・解説）
- ・令和４年８月 改定（解説）

えべつ 市議会だより

令和6年5月1日発行

No.157

発行 江別市議会
江別市高砂町6番地
電話(011)381-1051

編集 議会広報広聴委員会
印刷 江別印刷業協同組合

市議会にタブレット端末が導入されました



タブレット端末導入にあたり3月19日に本会議場にてタブレット端末講習会を実施いたしました。今後、議会運営の効率化をはじめ、ゼロカーボン化に向けての取組であるペーパーレス化や災害時の迅速な連絡体制などに有効活用していきたいと考えております。

主 な 内 容

- ◇ 令和6年第1回定例会の概要 2～3
- ◇ 特集 令和6年度予算審査の概要 4～6
- ◇ 一般質問 7～11
- ◇ 委員会のページ 12

次期定例会の開催予定

- 第2回定例会
6月10日～6月25日
- 各委員会
6月11日～14日
- 一般質問
6月18日～20日

※日程は予定です。
詳しくは議会事務局まで
お問い合わせください。

議会ホームページ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gikai/>

ホームページでは、議案等に対する各議員の賛否の状況や会議録(本会議・各委員会)など、議会の情報が御覧になれます。

また、江別市議会フェイスブックでも、議会の最新情報を発信しておりますので、こちらもぜひ御覧ください。



江別市議会
ホームページ

障がいのある方のための、点字とCDによる「えべつ市議会だより」もあります。
また、ホームページに音声データをアップしております。

〔詳細〕障がい福祉課障がい福祉係 ☎(011)381-1031

令和6年 第1回 定例会

第1回定例会は2月22日から3月25日まで33日間の会期で開かれました。

新年度各会計予算をはじめ、体育施設条例の一部改正などの議案48件、意見書案3件、陳情1件、報告9件を議了したほか、陳情1件については閉会中の継続審査となりました。

主な議案の内容についてお知らせします。

議決結果・賛否の状況については、江別市議会ホームページで公開しております。



条例

◎体育施設条例の一部改正

子どもの体力・運動能力の向上や健康増進を図るため、青年センタープールのほか、体育館やあけぼのパークゴルフ場の小・中学生の個人使用料を無料化するもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

◎廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部改正

様々な行政サービスに対する市民相互の負担の公平性を確保し、算定方法の明確化を通じて透明性を高めることを目的とした、使用料・手数料の見直し方針に基づき、指定ごみ袋1枚につき、1リットル当たり2円から3円に引き上げるため、必要な改正を行うもので、本議案は、多数により原案のとおり可決されました。

◎国民健康保険条例の一部改正

地方税法施行令の一部改正により、昨年4月に国民健康保険税の

課税限度額が引き上げられたことを受け、被保険者間の負担の公平に配慮し、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるため、必要な改正を行うもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

人事

◎公平委員会委員の選任

◇杉野邦彦氏の再任に同意

予算

◎令和6年度各会計予算

一般会計のほか、4特別会計と3企業会計予算が可決されました。審査経過等は、4ページと5ページを御覧ください。

◎一般会計補正予算(第7号)

原油価格・物価高騰対策等への措置や国等の予算動向による変更等の措置のほか、その他緊急を要するものへの措置などとして、市有施

陳情

■採択となった陳情

◎障害者(児)の地域生活の安心を支える体制整備を求めることについて

北海道石狩空知知的障害福祉研究会

江別地区代表 橋掛正幸氏

■継続審査となった陳情

◎国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求めることについて

江別市生活と健康を守る会
会長 鹿島敏夫氏

そのほか第1回定例会(2月22日～3月25日)に提出された議案

件 名	議決結果
権利の放棄	原案可決(全員一致)
市道路線の認定、変更及び廃止	原案可決(全員一致)
指定管理者の指定(旧町村農場)	原案可決(全員一致)
監査委員条例の一部改正	原案可決(全員一致)
水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	原案可決(全員一致)
病院事業の設置等に関する条例の一部改正	原案可決(全員一致)
環境基本条例の一部改正	原案可決(全員一致)
水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正	原案可決(全員一致)
事務分掌条例の一部改正	原案可決(全員一致)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	原案可決(全員一致)
手数料条例の一部改正	原案可決(全員一致)
大麻集会所条例の一部改正	原案可決(全員一致)
高齢者福祉施設条例の一部改正	原案可決(全員一致)
住区会館条例の一部改正	原案可決(全員一致)
火葬場条例の一部改正	原案可決(全員一致)
陶芸の里条例の一部改正	原案可決(全員一致)
花き・野菜栽培技術指導センター条例の一部改正	原案可決(全員一致)
コミュニティセンター条例の一部改正	原案可決(全員一致)
公民館条例の一部改正	原案可決(全員一致)
市民文化ホール条例の一部改正	原案可決(全員一致)
都市と農村の交流センター条例の一部改正	原案可決(全員一致)
都市公園条例の一部改正	原案可決(全員一致)
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	原案可決(全員一致)
子ども発達支援センター条例の一部改正	原案可決(全員一致)
介護保険条例の一部改正	原案可決(全員一致)
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	原案可決(全員一致)
普通河川管理条例の一部改正	原案可決(全員一致)
準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正	原案可決(全員一致)
水道事業給水条例及び公共下水道条例の一部改正	原案可決(全員一致)
火災予防条例の一部改正	原案可決(全員一致)
国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決(全員一致)
水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決(全員一致)
下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決(全員一致)
市税条例の一部改正	原案可決(全員一致)
市議会委員会条例の一部改正	原案可決(全員一致)
価格転嫁対策の円滑な実施と実効性確保を求める意見書	原案可決(全員一致)
政治資金問題の解明と再発防止策の確立を求める意見書	原案可決(全員一致)
被災者生活再建支援制度の支援対象と支援金の拡充を求める意見書	原案可決(全員一致)
江別振興公社の令和6年度事業計画に関する書類	報告済
スポーツ振興財団の令和6年度事業計画に関する書類	報告済
フラワーテクニカえべつの令和6年度事業計画に関する書類	報告済
専決処分(車両事故に係る損害賠償額の決定)	報告済
専決処分(固定資産税の家屋調査中に発生した家屋床の損傷事故に係る損害賠償額の決定)	報告済

第1回臨時会(1月26日)に提出された議案

件 名	議決結果
一般会計補正予算(第6号)	原案可決(全員一致)
イスラエルとハマスの即時停戦と平和的解決を求める決議	原案可決(全員一致)

令和6年度の一般会計ほか、特別会計、企業会計の8件の予算案は、第1回定例会初日に予算決算常任委員会に付託され、3月8日から5日間にわたって審査を行った後、定例会最終日に採決されました。全ての予算について原案のとおり可決されました。

令和6年度 予算審査

各会計予算額

(単位 千円、%)

区分	令和5年度(当初)	令和6年度	増減	増減率
一般会計	51,720,000	52,620,000	900,000	1.7
特別会計	25,974,000	25,778,000	△ 196,000	△ 0.8
企業会計	18,442,588	18,032,759	△ 409,829	△ 2.2
全会計	96,136,588	96,430,759	294,171	0.3

- ・一般会計の令和6年度の予算額は、対前年度当初比1.7%増の526億2千万円となりました。
- ・全会計の令和6年度の予算額は、対前年度当初比0.3%増の964億3,075万9千円となりました。

討論概要

予算決算常任委員会において、各会計予算案に対して、賛成の立場の委員と反対の立場の委員の討論が行われましたので、概要をお知らせします。

一般会計予算

賛 成

- ・ 体育施設等における小・中学生の利用料を無料化することについて、既存の施設を活用して子どもたちが料金を気にすることなく利用できるように取り組むことは評価するところであり、利用者が増加した際には、状況に応じた入館時間制を設けるほか、施設職員による声かけを行うなど、利用促進に向けた取組と同時に、利用マナーの周知などに努めることを要望する。

- ・ 情報図書館にセルフ貸出機を導入することについて、市民の利便性向上や将来の人手不足に対応できるようデジタル化を進めるとのことから、今後は、電子書籍の導入なども検討し、多くの市民にいつでも気軽に読書を楽しんでもらえるよう、この事業のさらなる展開に期待する。

- ・ 本庁舎建替事業の財源について、緊急防災・減災事業債が活用できるよう国との調整をしっかりと行うことに加え、JR札幌駅周辺エリアの再開発などの大規模事業と事業年度が重なるため、受注事業者の確保が厳しくなるほか、建設単価の増大も想定されることから、事業年度の見直しを含めた検討も視野に入れることを求める。

- ・ 救急業務デジタル化事業、スマート農業推進検討事業、介護人材養成支援事業などの質疑を通じて、令和6年度予算案として、事業の編成、内容及び方向性については概ね理解し、評価するところであり、PDCAサイクルを共有し、庁内外のつながりを密にしながら市政執行に取り組むことを要望する。

反 対

- ・ 就学援助制度について、クラブ活動費と卒業アルバム代を支給費目に追加したことは評価できるが、認定基準に該当するための収入額の基準額について、平成23年度以降は見直しが行われておらず、国における制度改正が求められるとともに、市においても研究・検討すべきである。



討論概要

国民健康保険特別会計予算

賛成

・滞納の初期段階から電話連絡などの対応を行うことにより、滞納世帯数や資格証明書・短期証の交付世帯数が減少していることから、今後も丁寧で細やかな対応に努め、必要な財源を確保するとともに、社会背景に即した適正な国民健康保険事業を行うことを求める。

反対

・国民健康保険税を滞納した世帯に資格証明書を交付することは、病院の受診をためらわせることにつながるものであり、国民皆保険制度の根幹となる国民健康保険制度が、市民生活に少なからず不安を与えている。

後期高齢者医療特別会計予算

賛成

・今後、高齢化がさらに進むことで、医療費はますます増加する見込みであり、世代間、地域間における医療費負担の格差解消を図る必要があることから、国に対して、後期高齢者医療制度のさらなる整備を求めることを要望する。

反対

・令和6年度からの保険料の引上げは、この間の物価高騰もあり、生活を逼迫させるものとなっており、住民にとって最も身近な自治体が行うべき独自のきめ細かな施策を講じることができていない。

介護保険特別会計予算

賛成

・令和6年度においては、積み上がった介護保険給付費準備基金を取り崩すことで保険料を引き下げるとのことであり、その判断に至ったことは大いに評価する。

今後、ますます重要となる健康増進、介護予防施策の強化を図りながら、介護保険制度の維持と安定運営に努めることを要望する。

反対

・介護保険給付費準備基金を活用した保険料の引下げが行われることは評価するものの、保険料の滞納により介護保険サービスの給付制限を受けること自体が問題であり、高齢者等の暮らしを支える制度として不十分である。

水道事業会計予算

賛成

・令和6年度予算は、江別市上下水道ビジョンにおける目指すべき将来像である安全、強靱、持続の3つの視点による最適な事業運営を追求した予算であると考えます。

今後は、人口動態の変化を踏まえた適切な財源確保策のほか、投資計画のさらなる見直しなど、より一層の効率的な運営と効果的な計画の見直しに努めることを要望する。

反対

・水道料金を滞納し、一定期間連絡が取れない世帯に対して、給水停止措置が行われている。

給水停止措置については、生活実態を把握の上、実施しているとの説明であったが、一時的であっても、ライフラインである水道の給水停止措置は認めることができない。

病院事業会計予算

賛成

・収益の最大化を図るため、救急応需の取組の促進のほか、診療単価向上の取組や理学療法士の採用によりリハビリ体制の強化などを図ることが示されており、江別市立病院経営強化プランの目標達成に向け、市民への丁寧な説明を心がけ、スピード感を持って取り組むことを要望する。

反対

・一般会計からの借入に頼らない抜本的な経営再建に取り組む必要があり、不確実な医師確保による増収を前提とした計画ではなく、診療科の統廃合などの市立病院の医療資源に応じた取組が求められると考える。

議会がチェックしています！

江別市の新年度予算

第1回定例会では、市長から提案された令和6年度の予算案について、私たち市議会が「市民の税金がどんなことに使われるのか」「本当に必要な事業なのか」など様々な観点から審査を行いました。

今回は新年度予算における市と市議会の動きをご紹介します。



お金の使い道（予算）が決まるまで

市は新年度に向けて、次の1年間でどのようにお金を使うのか計画し、予算案を編成します。議会は、市長による市政執行方針を踏まえた上で、提案された予算案が市民全体のために適切かつ効果的なものとなっているかなどについて、予算決算常任委員会場で集中的に審査を実施します。

こうした市議会でのチェックを経て、予算案が可決されると、予算が成立します。





議員が市政をたす

一般質問

今定例会では、12人の議員が一般質問を行いました。
誌面の都合上、各議員が行った質問の中から、1人2項目を
要約してお伝えいたします。

▼ユニバーサル就労支援

質問 多様な方々の就労を後押しするため、ユニバーサル就労支援などの取組を進めていくべきではないか。

答弁 市では、平成28年5月から就労準備支援事業を開始し、自立に向けた就労相談において、様々な理由により就労に不安があり、働きづらさを抱える方に対し、生活習慣の見直しや他者との関わり方など、おおむね1年以内の就労準備プログラムを作成し、支援を行っている。

就労に向けた支援は重要であると認識していることから、ひきこもりや病氣療養などの状態にあるより多くの方に、就労準備支援事業を利用していただけるよう、周知や仕組みづくりに努めていきたい。

▼火災等に遭った際の窓口対応

質問 罹災され緊急避難用の住まいへの入居手続に来る方が、関連する窓口や手続の案内をマニュアルとして配付してもらえると安心して生活できるのではないか。

答弁 緊急避難用の住まいに入居を希望される場合に、窓口で市営住宅入居者のしおりを手渡し、自身で準備する設備のほか、市営住宅の使い方やルールなど、市営住宅に入居する際の必要な事柄を伝えている。

罹災された方への手続マニュアルの作成については、市営住宅で生活する際に必要な水道、電気などのライフラインや、給湯器、浴槽のリース先など、当面必要と思われる設備についてまとめたものを作成するなど、罹災された方が速やかに生活を再開できるよう対応を検討したい。



公明党
石川 麻美 議員

▼優先度の高い方の個別避難計画の策定

質問 対象者全員への個別避難計画の策定について具体的に検討しているのか。

答弁 国は、避難行動要支援者のうち、優先度が高いと市町村が判断した者について、令和7年度末までに、誰が、どこに、どのように避難させるかを記載した個別避難計画の策定に取り組むよう指針を示している。

現在、市が定めた優先度が高い方約130人のうち、33人の計画策定を終えており、現在策定中のものも含めると、令和5年度末までには、50人程度の計画策定を終える見込みとなっている。

こうした状況から、これら優先度の高い方についての計画は、令和7年度末までに策定を終える見通しである。

▼あけぼのパークゴルフ場の施設設備改修

質問 トイレや休憩スペースについて利用者から改修を求める声があるが、どのように認識しているのか。

答弁 あけぼのパークゴルフ場の施設管理に関しては、利用者アンケートなどから、様々な意見があることは承知している。

市教委では、新コースの供用開始が令和5年7月からであったことから、令和6年度以降における通年の利用状況を把握した上で、指定管理者とも協議を行い、施設設備の改修について検討したい。

このほか、農福連携による障がい者の雇用促進について質問がありました。



日本共産党議員団
吉本 和子 議員



政和会
野村 尚志 議員

▼市長の選挙公約

質問 市長の選挙公約として、8つの課題を掲げた理由は。

答弁 全国的に少子高齢化と人口減少が同時に進行する中でも、江別市を笑顔あふれるまち、人にも企業にも選ばれるまちにしたいとの思いから、市内経済を維持・発展させ、将来にわたって必要な行政サービスを提供し続けていくため、子育て支援と教育の充実、さらには、雇用の確保や未利用地の活用などによる人口減少対策に取り組む必要があると考え、8つの課題を示し、これらに対応していくことを公約とした。

今後も、笑顔あふれるまち、人にも企業にも選ばれるまちと、新しい総合計画に掲げる幸せが未来へつづくまちの実現に向けて、常に変化する社会情勢に柔軟かつ大胆に対応しながら取組を進めていきたい。

▼消防団員の確保

質問 消防団員の確保のためにどのような取組を行っているのか。

答弁 これまで、大学構内での入団募集ポスターの掲示や、学生向け入団促進リーフレットの配付、大学に設置しているデジタルサイネージを活用したPR等を行ってきており、今後も、SNSなどを活用したPRや先進市の取組を参考に、入団を促進していきたい。



えべつ地域創生の会
岡 英彦 議員

▼将来の外国人人口の増加

質問 外国人の受入れに関する市の姿勢は。

答弁 当市の住民基本台帳における外国人人口の推移を見ると、平成31年2月1日現在の611人に対し、本年2月1日現在では946人となっており、この5年間で約1.5倍に増加していることから、当市における外国人は、今後も増えていくと見込んでいる。

これから本格的な人口減少社会を迎える中で、外国人材に頼る部分がさらに広がっていくと考えており、受入れの姿勢に立って外国人に対する相談体制や支援体制の充実に努めるとともに、生活上の様々な課題の解決に向けて、関係団体と連携、協力するなどして取り組んでいきたい。

▼歳入増の目標と具体的な取組

質問 企業誘致や転入等による歳入への影響について、どのように全庁的に意識を高めていくのか。

答弁 歳入増の概算として、固定資産税は、100平方メートルの住宅1棟が新築されると、平均で年間10万円程度、物流施設では、千平方メートルの倉庫で年間100万円程度が見込まれる。また、市民税は、夫婦と子ども1人の3人世帯が転入した場合、国の調査における平均的な給与、約450万円で試算すると年間12万円程度が見込まれる。

自主財源の確保に向けて、目的意識を持つて取り組むことは重要であり、これまでも市税の収納状況等について、庁内会議等を通じて示しているが、今後は、転入により期待される効果等についても中期財政見通しに反映することなどにより、職員の意識づけや共有に取り組んでいきたい。



民主・市民の会
稲守 耕司 議員

▼放射性物質の広域拡散に対する独自対応

質問 泊原子力発電所で事故が起きた際に、どこに放射性物質が飛散しているかを正確に把握することは難しいため、市の災害対策マニュアルなどに放射線量の計測を盛り込む考えは。

答弁 当市は同発電所から約80キロメートル離れており、災害対策基本法に基づく既存の枠組みでは、原子力防災に関する計画を作成すべき市町村には、位置づけられていない状況にある。

市では、国や北海道が実施する訓練や会議に参加する中で、関係機関と連携を図ってきており、引き続き、既存の枠組みの中で、迅速な災害対応を図ることができよう努めていきたい。

▼ブロッコリーを利用した地域振興

質問 ブロッコリーが指定野菜に追加されるまでの約2年間で、ブロッコリーといえば江別と連想されるような取組を行うべきでは。

答弁 国は、野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るために指定する野菜の中に、令和8年度からブロッコリーを加える方針を示した。

市では、これまで、寄贈された江別産ブロッコリーを市内小中学校の給食で提供しているほか、収穫体験や選別施設の見学など、機会を捉えてPRに努めている。第5次江別市農業振興計画において、展開項目の一つとして、地産地消の推進を定めており、江別産農産物の代表例であるブロッコリーについても、引き続き、関係機関と連携しながら、PRに努めていきたい。

▼江別市における共生社会の形成

質問 共生社会の実現のためには、各計画に具体的施策を盛り込む必要があるが、新たな取組の考えは。

答弁 市では、これまで、コルクえべつでの地域交流やパートナーシップ宣誓制度、国際交流員による外国人の支援など、共生社会の実現に資する取組を行ってきた。また、本年4月にスタートする第7次江別市総合計画の中で、まちづくり政策や前期5年間で重点的・集中的に取り組むえべつ未来戦略に、多様性を認め合う社会意識の醸成を新たに位置づけ、共生のまちづくりを進めることとしている。

今後、新たな総合計画の下で、共生社会の実現に向け、様々な取組を進めていきたい。

▼子どもが主役のまち・江別市の宣言

質問 現在、準備を進めている宣言は、具体的にどのようなものと考えているのか。

答弁 本年4月から、子どもが主役のまちづくりを未来戦略の一つに掲げた第7次江別市総合計画がスタートする。宣言では、市民が一体となって子どもを守り、育て、子どもが自分らしく輝くことができるまちづくりを進める方針を示すほか、自立した個人として等しく、健やかに成長することができる社会の実現を目指していく方向を示すことが大切と考えている。

今後、宣言の具体的な検討に当たっては、宣言を市民が広く共有し、地域社会が一体となって実践できるように、子どもや市民の意見を聴きながら、内容を検討していきたい。



えべつ地域創生の会
猪股 美香 議員

▼国旗に対する市長の見識と意思

質問 市長の国旗に対する見識と意思は。

答弁 日の丸のデザインは我が国では古くから使われており、国は、長年の慣行により、日の丸が我が国の国旗であるとの認識が、広く国民の間に定着しているとして、平成11年に、国旗及び国歌に関する法律を制定し、日の丸が国旗として成文法で規定された。

国旗は、いずれの国においても、国の象徴として位置づけられており、海外からの来客には、国旗の掲揚により、歓迎と友好関係を示すなど国際交流の場面でも、大きな役割を果たしている。

国旗については、掲揚や式典等の際の取扱いを含め、法律に根拠を持つ我が国の国旗として、大切に取り扱う必要があるものと考えている。

▼国旗掲揚の意義

質問 公共施設に国旗を掲揚する意義は。

答弁 市では、昭和44年に、江別市旗掲揚取扱要領を制定し、本庁舎前の掲揚塔で、市制施行記念日や国民の祝祭日等に国旗の掲揚を行ってきたが、昭和52年からは、国や北海道などの取扱いを参考に、毎日掲揚する形に変更した。現在は、掲揚塔のある計11施設で毎日掲揚しているほか、市の各種式典や行事等の際には、国旗と市旗を掲揚している。

公共施設に国旗を掲揚することの意義については、国旗及び国歌に関する法律の制定に合わせて国が示した考え方に基つき、市民が国旗に対する理解を深めていただくことにつながるものと考えている。



政和会
野村 和宏 議員

▼救急出動の状況

質問 救急需要が増加する中、救急隊員の負担軽減などの取組や検討が必要ではないか。

答弁 近年の救急需要の増加を踏まえ、現在、救急活動時間の短縮に向けて、ICTを活用した救急搬送の効率化に係る実証実験などを行っているほか、救急隊員の労務負担の状況や今後の救急需要の分析を進めており、救急隊の増隊の必要性を含めた救急体制のあり方について、引き続き、検討を進めていきたい。

▼健康診断による婦人科疾患の早期発見

質問 婦人科検診用パンツの使用など、受診者の目線に立った環境整備が、検診受診率の向上と疾患の早期発見につながるのではないか。

答弁 市立病院の婦人科検診では、受診者への配慮として、内診台に座る際に、シートを被せている。婦人科検診用パンツには、スカートタイプやズボンタイプなど、様々な形状のものがあり、費用面や着替えのしやすさなどについての比較、検討が必要と考えている。

また、婦人科検診は、一般診療と並行して行うため、効率的に検診を実施して待ち時間を短くすることも重要である。

受診しやすい環境を整えることは、受診者を増やす上で重要であることから、担当の医師とも相談しながら、導入事例の調査研究を進めつつ、受診者の目線に立った環境整備に努めていきたい。



政和会
芳賀 理己 議員



民主・市民の会
佐々木 聖子 議員

▼市立病院の経営強化プラン

質問 プランの全体見直しは、タイミングを逸することなく実行することが重要であるが、市の考えは。

答弁 経営強化プランは、毎年度の点検・評価の結果等を、各年度の予算に反映させているほか、計画期間の中間年度である令和8年度には、経営評価委員会の意見や外部環境の変化を踏まえて、必要な見直しを行うこととしている。

市立病院の長期的な経営安定化を実現し、地域医療を確保するため、経営強化プランに掲げた市立病院の理念や公立病院として果たすべき役割を、市民と共有しながら、スピード感を持って経営強化の取組を着実に進めていきたい。

▼手話言語条例に関する施策の検証

質問 関係団体と相談して行うとしていた施策の実施や検証について、その後の状況や評価は。

答弁 市では、手話言語条例の基本理念に基づき、障がい者支援・えべつ21プランにおいて、障がいの正しい理解の啓発や、コミュニケーション手段の確保等を基本施策とし、様々な事業を実施している。

条例制定前の平成30年度と令和5年度を比較すると、手話講習会の受講者数、手話通訳者の派遣回数、小中学校の出前授業の学級数のいずれも、コロナ禍は減少していたが、制限の解除後は増加している。

関係団体との意見交換では、市民が手話に接する機会が少なく、手話が十分に浸透していないと評価する意見もあったが、今後も継続的に意見交換を行い、手話の普及啓発に関する課題の共有を図りたい。

このほか、産後ケア事業について質問がありました。



公明党
長田 旭輝 議員

▼障がいのある児童生徒の教育機会

質問 特別支援学級の児童生徒に対する修学旅行費の助成についての見解は。

答弁 市教委では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室を利用する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を目的として、保護者の負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部を特別支援教育就学奨励費として支給している。

この制度は、国の要綱に基づき、給食費や修学旅行費、学用品購入費、交通費の一部を支給するものであり、一定の所得以上の世帯は、交通費を除くその他の費目は、支給対象外となっているが、引き続き、特別支援教育就学奨励費制度について、幅広く周知していきたい。

▼ゼロカーボンシティ実現に向けた取組

質問 やきものの市などのイベントを通じて、環境問題を周知する機会にすることはできないか。

答弁 地球温暖化という世界規模の環境問題に対して、市民が少しでも意識を向け、自分事として捉え、環境問題を身近に感じて行動することが重要であると認識している。

今後は、市民や事業者、環境団体との協働により環境イベントを開催するなど、脱炭素化の取組を引き続き行うとともに、多くの市民が参加する地域のイベントなどで、環境問題に対する身近な取組を知る機会を設けるように努め、市民の環境意識のさらなる醸成を図っていききたい。



民主・市民の会
干場 芳子 議員

▼学校教育における中立性

質問 市内の公立中学校が神社から絵馬の寄贈を受けたとのことであるが、公立学校としての中立性や児童生徒の学問と信教の自由の保障の観点から市民等からの問い合わせ等があったのか。

答弁 市教委に対して、市民から電話5件、メール1件、市民団体からの申入れが1件寄せられており、要旨はいずれも、政教分離の原則に抵触するのではないかと内容であった。

▼外国人の児童生徒の学校でのサポート体制

質問 外国人児童生徒の学びの保障の点からも、ボランティアでのサポート体制の妥当性が問われているが、市教委の見解は。

答弁 日本語サポートボランティアによる支援は、学校から高く評価されており、外国人の児童生徒が、日本人と同様に、安心して学校生活を送るために、必要な支援であると考えている。

このような支援を継続していくためには、ボランティアの確保が重要であることから、令和6年度からの待遇改善を検討している。



このほか、使用料・手数料について、子どもの権利について質問がありました。



公明党

三吉 芳枝 議員

▼軟骨伝導イヤホンの導入

質問 耳の不自由な方や高齢者が訪れる窓口に導入することで、より便利な窓口になるのではないかと。

答弁 軟骨伝導イヤホンは、耳の周囲にある軟骨に振動を与える新しい種類の補聴器具で、頭蓋骨を振動させる骨伝導イヤホンと比べて、痛みや音漏れが少なく、小さな声でもはっきりと聞くことができると思われます。耳が不自由な方とのコミュニケーションが円滑になるほか、大きな声で話す必要がなく、プライバシーの保護にもつながるものと認識しています。

軟骨伝導イヤホンは、一部の自治体等で既に導入されており、当市でも、今後、窓口に試験的に導入し、効果を検証していきたい。

▼在庫食品や未利用食品の寄附の普及拡大

質問 食品ロス削減と共生社会の構築を積極的に進めることが重要と考えるが、市の見解は。

答弁 市では、令和5年3月に江別市食品ロス削減推進計画を策定し、家庭や外食事等の食品ロスを削減するための取組を掲げているほか、フードバンク活動団体等との連携を進めることとしている。

在庫食品や未利用食品を事業者から福祉団体等に寄附することは、食品ロス削減の有効な取組の一つと考えており、今後は、現在進めている大学連携調査研究事業等の成果を検証するほか、国が策定を予定している食品寄附のガイドラインを踏まえ、食品ロス削減に向け、より効果的な手法を研究していきたい。

江別市議会の本会議をみてください

(インターネット中継・録画配信)

本会議の様子は直接議場で傍聴できるほか、インターネットで生中継と録画配信もしています。パソコンやスマートフォンで視聴することができますので、ぜひ、ご利用ください。

【江別市議会のホームページから】

江別市議会

検索

①インターネット中継



②市議会のインターネット中継(ライブ及び録画)はこちらから



③『江別市議会ユーチューブチャンネル』から見たい動画を選択



3





▶ 議会運営委員会

議会運営に関する検討課題のうち、一般質問の取扱いについて、1回目の質問終了後、自席に戻らず演壇から直接質問席に移動することが決まりました。小さな変化ではありますが、議場での傍聴やインターネット中継等でご確認いただけると幸いです。

また、今後も協議を重ねる必要のある項目については、先進都市議会運営調査を経て、さらに検討を進めていきます。

なお、これまで検討を重ねてきたタブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入が決定し、管理及び使用基準について決めました。第2回定例会では紙ベースの資料と併用し、特段問題がなければ第3回定例会から本格的に運用していくこととなりました。

▶ 総務文教常任委員会

旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分について、廃棄した資料の調査結果と今後の方針について報告を受けたほか、大麻栄町教職員住宅の廃止に向けた新規入居の停止、野幌若葉町市有地の利活用、地域防災計画の修正、本庁舎建設基本計画(案)などについて報告を受け、質疑を行いました。

また、当委員会に付託された議案の審査において、旧町村農場の指定管理者の指定や、事務分掌条例の一部改正により「子ども家庭部」を新設すること等について、可決すべきものと決しました。

▶ 生活福祉常任委員会

第1回定例会に付託された陳情第1号の障害者(児)の地域生活の安心を支える体制整備

を求めることについては、陳情者の希望により陳述を経て、全員一致により採択すべきものと決しました。

また、江別市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について外3件について審査、結審を行い、全て原案どおり可決すべきものといたしました。

このほか、市立病院から、職員用駐車場の拡張と駐車場の適切な管理を行うことで、受診環境の整備に努めていくとの報告を受けました。

▶ 経済建設常任委員会

公園施設長寿命化計画では、今後のさらなる少子高齢化社会における、公園の維持管理費等を考えたときに、現状の施設数(231か所)を維持することについては、公園の活用と費用とのバランスを考え適切な設置を考えていく旨が示されました。

また、えべつみらいビルの事業期間終了後の対応については、おおむねの方向性として、建物を残したまま利活用を図ることを考えており、それに伴う不動産経営や建物自体の管理業務などを委託することについて、テナントリーシングを含めた業務委託の可能性を模索することが有効であるとの見解も踏まえて、最適な方法を検討していきたいとの報告がありました。

▶ 議会広報広聴委員会

議会だより第157号の発行に向けて編集作業を進めたほか、昨年11月に開催した市民と議会の集いの報告書を作成しました。市役所本庁舎1階の情報公開コーナーや市内公共施設等に配置しましたので、ぜひ御覧ください。

なお、令和6年2月号(第156号)から、議会ホームページで、議会だよりを朗読した音声データを聴くことができるようになりました。ぜひ、御利用ください。



背景色を変える

白

黒

青

文字の大きさ

拡大

標準

検索

● サイトマップ

[トップページ](#) > 江別市議会



2024年6月12日更新 [一般質問](#)

2024年6月12日更新 [会議日程](#)

2024年6月3日更新 [議長交際費支出状況 令和6年度](#)

[新着更新情報の一覧を見る](#)

江別市議会のホームページへようこそ

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2019年1月25日更新

議会構成

[正副議長](#)
[委員会](#)
[会派](#)
[議員名簿](#)

議会とは

[議会の運営](#)
[議会の傍聴](#)
[Q&A](#)

請願・陳情

[請願・陳情とは](#)

会議の結果

[議決結果・賛否の状況](#)
[意見書・決議](#)
[会議録の閲覧・検索](#)

議会改革

[議会改革の取組](#)
[議会基本条例](#)

広報・情報公開

[市議会だより](#)
[交際費執行状況](#)
[政務活動費](#)
[先進都市議会運営調査](#)
[先進都市行政調査](#)
[先進地議会広報広聴調査](#)
[インターネット中継](#)

会議日程

本会議や委員会の日程をお知らせします。

会議録の閲覧・検索

本会議・委員会の会議録が閲覧できます。

請願・陳情

制度についての詳細をご案内します。

インターネット中継

本会議の様子をご覧いただけます。

議員名簿

50首順の議員一覧です。

議決結果・賛否の状況

議決結果や各議員の賛否の状況が閲覧できます。

広報・情報公開

広報や議会に関する各種情報が閲覧できます。

よくある質問

議会事務局 総務課

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
江別市役所本庁舎3階

Tel：011-381-1051 Fax：011-381-1075

[お問い合わせはこちらから](#)

- [行政視察等の申し込み](#)
[市民と議会の集い](#)
[江別市議会フェイスブック運用ガイドライン](#)
[ハラスメント防止対策](#)

[リンク・著作権・免責事項](#)[個人情報保護](#)[アクセシビリティ](#)[リンク集](#)

江別市議会
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 Tel : 011-381-1051 Fax : 011-381-1075



Copyright © Ebetsu City. All Rights Reserved.

[トップページ](#) > [江別市議会](#) > [広報・情報公開](#) > [市民と議会の集い](#) > 市民と議会の集い

市民と議会の集い

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年4月10日更新

第9回市民と議会の集い

「第9回市民と議会の集い」を11月7日（火曜日）に野幌公民館ホール、11月12日（日曜日）に市民会館37号室、11月14日（火曜日）に大麻公民館研修室2号で開催し、合わせて39名の方にご参加いただきました。

今回も昨年に引き続き、小グループに分かれて、意見を出し合うワークショップ形式で意見交換を行いました。

防災・減災をテーマにしたワークショップでは、避難所運営、情報発信、防災あんしんマップの活用、他自治体との連携などについての意見が出されました。

また、市政全般について、自由に話し合うワークショップでは、各参加者が日常生活で感じていることなどについて、議員と意見交換を行いました。

多くの皆さんにご参加いただき、誠にありがとうございました。



[第9回市民と議会の集いチラシ \[PDFファイル/364KB\]](#)**第9回開催結果報告書**

開催結果報告書を掲載いたしますので、ぜひご覧ください。なお、江別市議会として、市長に報告書を提出し、概要を報告しました。

[第9回市民と議会の集い報告書 \[PDFファイル/34.07MB\]](#)

報告書は次の施設等でも配布しております。

【江別地区】

本庁舎（情報公開コーナー）、本庁舎別館、本庁舎第2別館、教育庁舎、市民会館、水道庁舎、豊幌地区センター、江別市区画整理記念会館、江別元町地区センター、勤労者研修センター、市立病院、保健センター、郷土資料館、青年センター、中央公民館、上江別老人憩の家、えみくる、緑町老人憩の家

【野幌地区】

野幌公会堂、野幌公民館、市民交流施設ぱらっと、ぽこあぽこ、子育て支援ワークスきらきら、野幌老人憩の家、情報図書館、市民体育館

【鉄南地区】

野幌鉄南地区センター、野幌農村環境改善センター、セラミックアートセンター、東野幌体育館、北海道情報大学

【大麻地区】

大麻東地区センター、大麻西地区センター、江別市役所大麻出張所、大麻公民館、大麻老人憩の家、大麻体育館

【文京台地区】

文京台地区センター、札幌学院大学、酪農学園大学、北翔大学

令和5年江別市議会活動報告について

各委員会の活動報告は、こちらを御覧ください。

[○ 第9回市民と議会の集い当日配付資料 \[PDFファイル/766KB\]](#)**【各委員長による活動報告の動画（Youtube）】**[○ 議会運営委員会](#)[○ 総務文教常任委員会](#)

(目的)

第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。

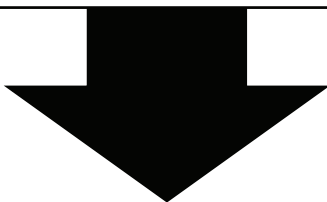
自治基本条例 条文と解説(改訂前)

【解説】

江別市自治基本条例制定の目的として、市民自治の基本理念と市民自治を実現するための基本原則、並びに市民自治を進める上での基本的な事項を定めるとともに、市民から信託を受けている議会及び市長等と自治の主役である市民の役割と責務を明確にして、市民自治を実現することを表しています。

市民自治とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え、行動することをいいます。

令和3年9月の提言を受けて改訂



自治基本条例 条文と解説(令和4年3月改訂)

【解説】

江別市自治基本条例の一番の目的は、「市民自治の実現」です。市民自治とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え行動することであり、その実現に向け、この条例では、市民自治の基本理念・基本原則、市政運営の基本的事項を定め、市民から信託を受けている議会や市長等の役割と責務を明確にするとしています。

なお、この条例における「信託」とは、選挙によって市長及び議員が選ばれるということにかかわらず、信託して任せることを意味しています。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。
- 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。
- 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。

自治基本条例 条文と解説(改訂前)

【解説】

市民の代表として信託を受けた議員は、幅広い視野を持って、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することが求められます。そのためには、特定の人の意見だけではなく、広く市民の意思を把握し政策形成に生かすよう努めるとともに、自らの活動や議会の動きを市民にわかりやすく情報提供するよう努めることとしています。

また、議員には、充実した議会審議や政策立案活動が行われるよう、積極的に調査や研究に努めることを求めています。

令和3年9月の提言を受けて改訂



自治基本条例 条文と解説(令和4年3月改訂)

【解説】

第2条第1号では、江別市に住む人だけでなく、様々な立場の人や法人を広く「市民」として定義しています。

市民の代表である議員は、そうした多様な市民の立場や意見を踏まえ、総合的な視点を持ちながら、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することが求められます。その役割を果たすために、議員には次のような責務があります。

責 務

- ・ 特定の人や団体の意見だけではなく、広く市民の意見を聴き、政策形成に生かすよう努めること
- ・ 自らの活動や議会の動きを市民にわかりやすく情報提供するよう努めること
- ・ 充実した議会審議や政策立案が行われるよう、積極的に調査や研究に努めること

（市長の役割と責務）

第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。

- 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。
- 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

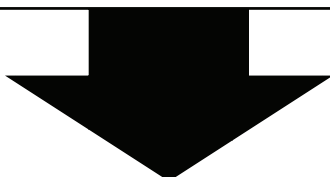
自治基本条例 条文と解説(改訂前)

【解説】

市長の役割と責任として、市民からの信託を受けた市の代表者であることを認識し、この条例に従い、市民自治のまちづくりを推進するとともに、公平かつ誠実に行政運営に取り組む義務があること、市政運営にあたっての計画、内容、結果などの情報を市民に明らかにし、分かりやすく説明する責任(説明責任)を果たさなければならないことを定めています。

また、市長には、研修や業務などを通じて職員の知識や技能の向上を図るとともに、効率的な行政運営が行われるよう組織の運営に努めることを求めています。

令和3年9月の提言を受けて改訂



自治基本条例 条文と解説(令和4年3月改訂)

【解説】

市民から信頼され市政を任されている市長は、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進するとともに、効率的な行政運営を行うよう努めなければなりません。

役割と責務

- ・公平かつ誠実に行政に取り組むこと
- ・市政運営に関する情報を市民に明らかにし、分かりやすく説明すること
- ・研修や業務などを通じて、職員の知識や技能の向上を図ること

市長との「未来づくり懇談会」

[通常ページへ戻る](#)

掲載日：2024年3月5日更新

Post

LINETで送る

市長との「未来づくり懇談会」を実施しています

サークルやクラブ単位など、極力少人数の形式で、市長と「まちづくり」や「未来」について語り合う場として、少しずつ始めていきたいと考えております。

※日程や公務等の都合により、全てにお応えできないかもしれませんが、希望される場合は、以下までお問合せください。

(留意事項)

- ・当面は16時00分以降の時間帯、土日祝、年末年始を除きます。
- ・時間は概ね30～60分程度でご予約願います。
- ・こちらから市長が伺いますので、会場をご用意願います。
- ・日程確定後、お手数をおかけしますが、任意様式でかまいませんので、申請者、日時、会場、参加者数、代表者連絡先等を記載した依頼文を、参加者名簿とともにご提出願います。

◎要求、要望、要請等の機会として、何かをお約束したり、後日、回答を求めるものは、お受けできませんので、あらかじめご理解願います。

開催実績



令和5年6月27日（火） 10時00分～10時30分 第1回未来づくり懇談会 あさひが丘シニアクラブ

6月27日に、第1回未来づくり懇談会として、あさひが丘シニアクラブの会員24名のみなさんと、あさひが丘会館でお話させていただきました。

就任後、初めてとなる補正予算や今後のまちづくりについて、お話をいただいた後、会員のみなさんからの「物価高騰対策」や「新型コロナワクチン」などの質問に対して、明るく楽しい雰囲気の中、語り合うことができました。

あさひが丘シニアクラブのみなさんありがとうございました。



令和5年9月6日（水） 11時15分～12時00分 第2回未来づくり懇談会 子育て支援ワーカーズきらきら

9月6日に、第2回未来づくり懇談会として、子育て支援ワーカーズきらきらの会員16名のみなさんと、市民交流施設ぶらっとでお話させていただきました。

「地域にあったらいいな」「地域で支えたい」をモットーに活動されているみなさんから、託児ルームを運営するにあたっての現状と課題、地域のママさん達の悩みなどお聞きすることができました。その後、就任後に行った子育て支援に関する補正予算や今後のまちづくりについて、子育て分野に限らず幅広い話題で意見交換をさせていただきました。

子育て支援ワーカーズきらきらのみなさんありがとうございました。

令和5年9月25日（月） 13時30分～14時30分 第3回未来づくり懇談会 江別子ども若者支援連絡協議会



9月25日に、第3回未来づくり懇談会として、江別子ども若者支援連絡協議会の参加者13名のみなさんと、市民交流施設ぶらっとでお話させていただきました。

不登校・ひきこもりを考える座談会として、「どうしていいかわからない」に悩む当事者や保護者へ、ほんの少しでも後押しができればとの思いで運営されている、現状と課題をお聞きすることができました。実態の把握が困難であること、常設の「居場所」の必要性、安心して見守るための行政への期待など、様々な視点から意見交換をさせていただきました。

江別子ども若者支援連絡協議会のみなさんありがとうございました。



令和5年10月30日（月） 13時00分～14時00分
第4回未来づくり懇談会 バジルの会

10月30日に、第4回未来づくり懇談会として、バジルの会のみなさんのほか、北翔大学の関係者も同席され、13名のみなさんと、市民交流施設ぶらっとでお話させていただきました。

登校渋りや不登校に関する生の声から、はじめて耳にするような実態や課題もお聞きした中で、当事者と支援者のみなさんが今まさに求めている思いを、改めて認識することができました。参加者のみなさんから、「みんなが幸せになれる社会」、「みんなが支えあえる社会」を実現するためには、行政や学校だけでなく、民間事業者や市民団体が連携して協議できる体制整備の必要性や、心が元気になる居場所づくりの重要性などの声があり、様々な視点から意見交換をさせていただきました。

バジルの会のみなさんありがとうございました。



令和5年12月21日（木） 14時45分～16時00分
第5回未来づくり懇談会 いきいき行動隊

12月21日に、第5回未来づくり懇談会として、いきいき行動隊17名のみなさんと、見晴台自治会館でお話させていただきました。

平成17年8月1日に、「犯罪・事故から子どもを守る。」、「地域住民として、できることを一つずつ実行。人ごとでなく。」を目的として発足された『いきいき行動隊』のみなさんから、これまでの活動や、直近の出来事などをお聞きました。地元を愛する心で、地域や子ども達の安全・安心だけでなく、日々の気付きを大切にしながら、住みよいまちづくりのために様々な面で支えていただいていることを、改めて認識することができました。

最後には、「いきいき行動隊のうた」まで歌っていただき、いきいき行動隊のみなさんありがとうございました。



令和6年2月21日（水） 18時00分～19時30分
第6回未来づくり懇談会 江別青年会議所

2月21日に、第6回未来づくり懇談会として、江別青年会議所役員12名のみなさんと、江別青年会議所会館でお話させていただきました。

青年としての英知と勇気、情熱をもって「明るい豊かな社会」の実現を目指し、地域の課題解決のために、多大なるご協力を賜っている青年会議所のみなさんから、主に子育て環境や教育の充実について意見交換をさせていただきました。まさに現役子育て世代のみなさんから、安心して働くための保育の充実や親への支援、魅力ある公園づくり、まちの賑わい創出のための仕掛け、教育でも選ばれるまちづくりの必要性など、様々な生の声をお聞きすることができ大変参考となりました。

青年会議所のみなさんありがとうございました。

秘書課 秘書係

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

江別市役所本庁舎2階

Tel : 011-381-1008 Fax : 011-381-1070

[お問い合わせはこちら](#)

江別市人材育成基本方針

令和 6 年 3 月

総務部職員課

目 次

I	人材育成基本方針見直しに関する基本的な考え方	1
	1 基本方針見直しの背景	
	2 組織の現状と課題	
II	基本方針の目的と位置づけ	3
	1 基本方針の目的	
	2 基本方針の位置づけ	
III	目指すべき職員像	4
IV	求められる能力及び資質	5
V	人材育成の方策	6
	1 人材の確保	
	2 研修の充実	
	3 働きがいの確保	
	4 職場環境の整備	
VI	推進体制	11
VII	推進期間	12

【資料編】

I 人材育成基本方針見直しに関する基本的な考え方

1 基本方針見直しの背景

本市では、平成28年度に改定した江別市人材育成基本方針に基づき職員の人材育成を行いながら、第6次江別市総合計画のもと、「みんなでつくる未来のまち えべつ」の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

近年は、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進行などに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行がもたらした社会・経済への影響や急速なデジタル化の進展など、本市を取り巻く環境が大きく変化中、行政サービス提供体制を維持するだけでなく、新たなデジタル技術の導入・活用による業務の効率化を進めるなど、より効果的で効率的な行政運営が求められています。

【図1：江別市人材育成基本方針改定の背景】



このような社会情勢や時代の変化の中で、第7次江別市総合計画がスタートします。「幸せが未来へつづくまち えべつ」の実現を目指して、組織において高い目標を掲げ、複雑多様化する行政ニーズに的確に対応できる人材の育成と、職員一人ひとりがその意欲と能力を最大限発揮できるような職場環境づくりなどを進めるため、江別市人材育成基本方針（以下「基本方針」という。）を改定します。

2 組織の現状と課題

基本方針の見直しに当たっては、令和5年3月に職員アンケートを実施した上で、組織の現状と課題について洗い出しを行い、主なものを次のとおり整理しました。

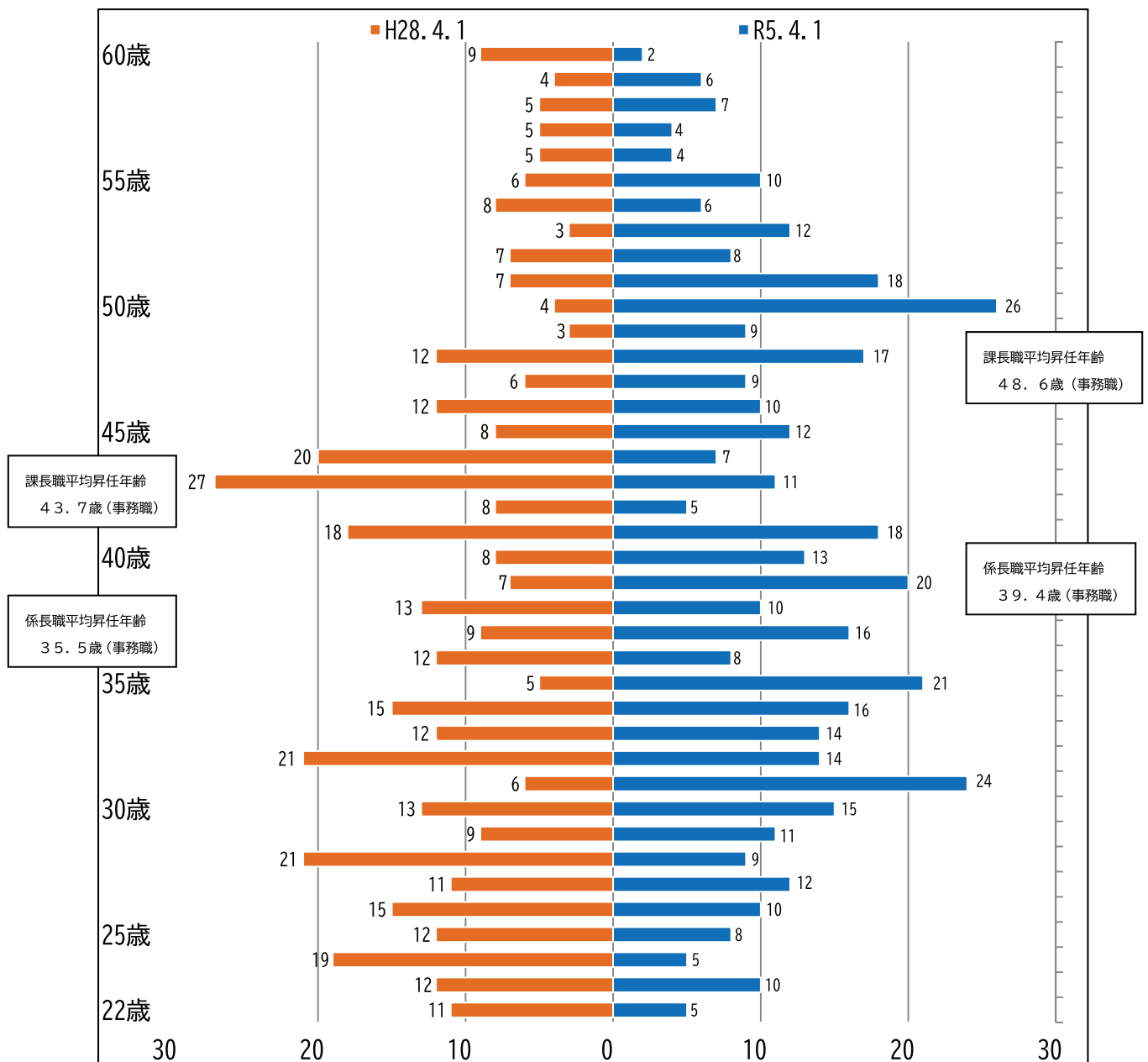
（1）組織の現状

- ・人口減少、生産年齢人口の減少等により技術職等の職員の人材確保が困難となっている。
- ・新たなデジタル技術の活用に向けて、職員のデジタルリテラシーの向上が必要となっている。
- ・管理職への昇任を希望しない職員の割合が多い。（※アンケートより）

（２）組織の課題

- ・ 定年年齢の引上げ等に起因する職員の年齢構成の変化に対応するため、計画的かつ継続的な人材の確保及び育成が必要。
- ・ やりがいや成長実感を持てるよう、人事評価制度を活用した上司と部下のコミュニケーションの活性化等が必要。（※アンケートより）
- ・ 育児や介護など様々な事情を抱える職員が継続して勤務できるような働きやすい職場環境の整備が必要。（※アンケートより）

【図２：職員の年齢構成の変化（事務職）】



Ⅱ 基本方針の目的と位置づけ

1 基本方針の目的

組織目標の達成に向け、組織全体のパフォーマンス向上に
貢献する意欲と能力を備えた職員を育成すること

総合計画に沿ったまちづくりを進めるためには、職員一人ひとりの意欲を引き出し、最大限能力を発揮できる環境が必要であり、あわせて計画的な人材育成が必要です。

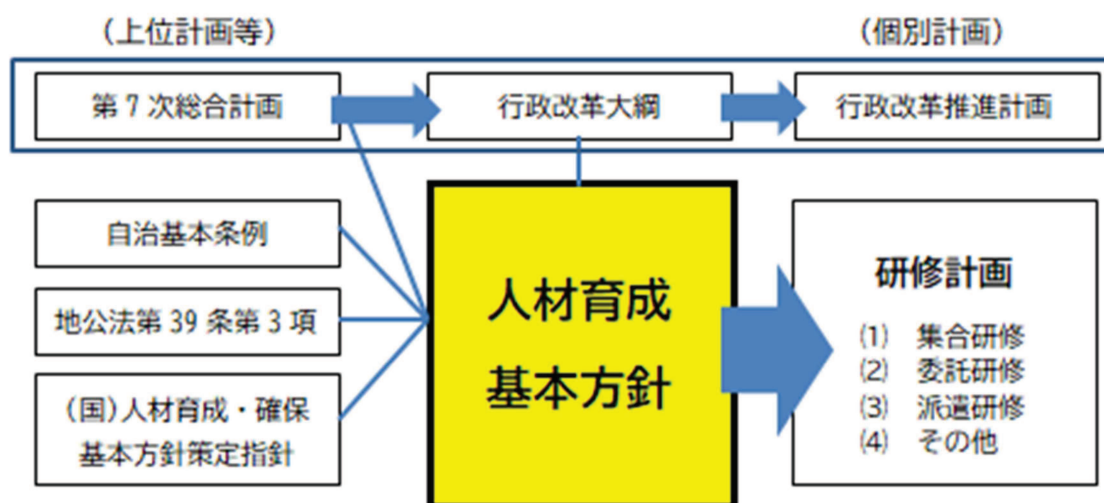
そのため、これまでの基本方針の考え方を継承しながら、目指すべき職員像を定め、人材育成を進めるに当たっての具体的な取組について定めることとします。

2 基本方針の位置づけ

基本方針は、地方公務員法第39条第3項に定める職員の研修に関する基本的な方針として位置づけられるとともに、江別市自治基本条例第11条第4項及び第12条第2項において市長及び職員の責務とされている職員の能力向上に関する方向性を定めるものです。

また、国においては、「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針（平成9年11月策定）」が「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」の報告書をもとに、令和5年12月に全面的に改定されました。そのため、基本方針では、本市における人材育成・確保の手法等について、国の新しい策定指針の内容と整合を図っています。

【図3：基本方針の位置づけ】



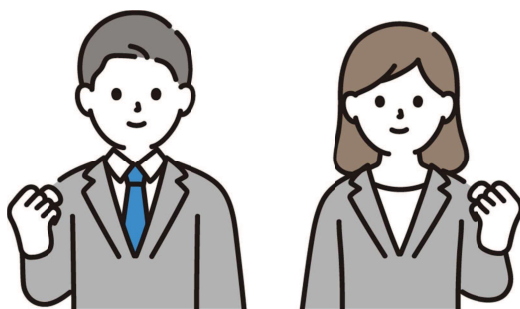
Ⅲ 目指すべき職員像

人材育成を推進していくための方向性である「目指すべき職員像」は、これまでの基本方針に掲げられた方向性を継承しつつ、第 7 次江別市総合計画や職員アンケート等を踏まえてアップデートし、職種の枠にとらわれることなく全ての職員に共通する目標として次のとおり掲げ、これからの人材育成に取り組んでいきます。

自らも地域の一員であるという意識のもと、市職員としての職務にやりがいを持って誠実に取り組む職員

時代の変化を的確に捉え対応できる柔軟性と、組織の目標を共有し、その実現のための企画・計画力や判断力を備えた職員

組織における自らの役割を理解し、効率的な行政運営の意識とチャレンジ精神を持って主体的に行動できる職員



IV 求められる能力及び資質

職員には、職位に応じて様々な能力が求められており、職位が上位になるにつれ、より高度なものが求められます。

各職位に求められる能力は、「江別市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程（平成 28 年訓令第 7 号）」において定められていますが、目指すべき職員像の実現に向けた人材育成を行うため、あらゆる機会を通じて、次に掲げる能力等の向上に努めるとともに、職員一人ひとりが研鑽に努めることが求められます。

職位	標準職務 遂行能力	求められる能力等	求められる能力等の定義
部長職 部次長職 課長職 主幹職 係長職 主任 主事	組織統率	統率力	所属の総合力を高め、目標達成に向けてまとめていくことができる。
		柔軟性	時代や状況の変化に適切に対応していくことができる。
		判断力	状況を把握し、適切に対応することができる。
		折衝・調整力	自分の考えや意図を立場や意見の異なる相手に伝え、説得し、納得させることができる。
	人材育成	人材育成力	部下や後輩職員の個性に合わせて方法を工夫し、その資質を向上させることができる。
		企画・立案	組織の目標を共有するとともに達成するための方策を見出し、その実現のための段取りを組み立てることができる。
	業務遂行	知識・技術	主体的に職務に必要な知識や技術（デジタル技術関係を含む。）を習得し、活用することができる。
		情報収集・活用力	主体的に職務に必要な情報を収集し、分析して、活用することができる。
		ストレス耐性	困難な状況でも自己を見失わず冷静に対応し、安定した態度で職務を遂行していくことができる。
		市民対応力	自らも地域の一員であるという意識のもと、誠実に対応することができる。
		協働性	市民とともに目標の実現に取り組んでいくことができる。
		協調性	他の職員との協力により職務を円滑に遂行することができる。
		倫理観	市職員としての自覚のもと、社会規範や職場の規律を遵守することができる。 市職員としての職務にやりがいを持って、誠実かつ真摯に職務に臨むことができる。

※上位の職位の職員は、下位の職位に求められる能力等についても備わっているものとする。

V 人材育成の方策

本市では、平成28年度に「人材育成基本方針（改定版）」を策定し、職員の職務遂行能力を高めるとともに、「目指すべき職員像」の実現に向けて取組を行ってきました。

社会情勢等を踏まえると、今後はこれまで以上に効果的・効率的な行政運営が求められることから、それを担う人材の育成と確保はますます重要となります。

そのため、次の4つを人材育成の方策として掲げ、組織のパフォーマンス向上を図っていきます。

1 人材の確保

定年年齢の引上げに伴う組織全体の年齢構成が変化し、60歳台の高齢期職員の割合が増えていくこととなります。また、全国的な人口減少に伴い、若年労働力の減少等も進んでいくことから、これらに対応するための継続的な人材育成と確保を行っていきます。

<具体的な取組>

- ・ 高齢期職員が活躍するための支援
⇒定年引上げにより60歳台の職員が継続して勤務することができるような研修制度や職場環境の整備を行います。
- ・ 採用情報の積極的な発信
⇒市のホームページを中心に、就職活動ポータルサイトの利用など、採用情報の発信を積極的に行います。
- ・ 技術職等の職員の安定的な確保に向けた採用手法の見直し
⇒建築、電気、土木といった技術職等の職員の応募者が減少傾向にあることから、採用活動の継続的な実施や採用試験の手法の見直し等を行います。
- ・ エキスパート型任用制度の検討
⇒職員の適性等を考慮し、福祉や税務などの特定分野で活躍・異動するエキスパート型任用制度の導入について、引き続き検討していきます。
- ・ 内部研修等によるDX推進リーダーの確保
⇒行政手続きにおけるデジタル技術の活用を進めていくため、内部研修等によってDX推進リーダーを全職員の15%を目標に確保し、効率的な行政運営に取り組んでいきます。
- ・ 外部人材の活用
⇒高度な知識や専門技術を要する分野においては、関係機関と協力し、外部人材の活用を検討していきます。

2 研修の充実

本市の職員研修は、職員の能力や資質等を向上させ、組織の活性化と効率的な行政運営に資することを目的として、研修部門研修（OFF-JT）、OJT、自己研修の3つを柱として、毎年度研修計画を策定し、実施しています。

人材育成は、「職務上必要な能力」と「現在有している能力」の差を職員自ら認識することから始まり、各種研修への参加などを通じて行われます。

多様な行政課題へ対応する人材を育成するため、職員の意識改革や能力開発を計画的かつ効率的に推進することができるよう、職員研修の更なる充実を図ります。

（1）研修部門研修（OFF-JT）

研修部門研修は、職場外研修とも言われるものです。職場を離れて、職務上必要となる能力等を集中的に習得することに有効であり、また、他の職場や他の自治体の職員と合同で研修を受講することにより、参加者間で課題を共有し、相互に刺激を受けることで、自己研修意欲の向上が期待できます。

本市の研修部門研修は、市が主催する組織内集合研修、市町村アカデミー・北海道市町村職員研修センターが実施する研修に職員を参加させる委託研修、職員を国や他の地方自治体へ派遣する派遣研修の3つで構成されており、職員の能力向上のためこれらを積極的に活用します。

<具体的な取組>

- ・組織内集合研修の充実

⇒本市を取り巻く社会情勢の変化に合わせて、研修メニューを見直すなど、内容の充実を図ります。

- ・派遣研修結果の活用

⇒派遣研修の成果を全職員が共有し、能力向上に活用できるよう「研修報告書」を庁内のイントラネット上に公開します。

- ・デジタルリテラシー※ 向上のための研修の実施

⇒DX 推進リーダーなど、内部研修等により、デジタル技術に関する知識を備え、活用できる職員を育成します。

※1 デジタルリテラシー：デジタル技術を理解して、適切に活用するスキルのこと。

(2) OJT (On the Job Training)

OJT は、職場の上司、先輩職員が職場内で職務を通じて必要な能力等の向上のため、「日常的な訓練」を行うもので、職員一人ひとりに合わせて、実践的できめ細かな指導・育成を行うことができます。

このため、職場の上司、先輩職員の OJT への意識を高め、上司から部下、先輩から後輩への指導・育成が計画的かつ効率的に行われるよう OJT の更なる充実を図ります。

<具体的な取組>

- ・職場内での OJT を活性化するための支援
⇒「江別市 OJT マニュアル」の積極的な周知を行い活用するほか、必要に応じて見直しを行います。
- ・管理監督者研修の実施
⇒管理監督者に向けて、OJT に関する意識付けや知識の習得、マネジメント力の向上のための研修を実施します。

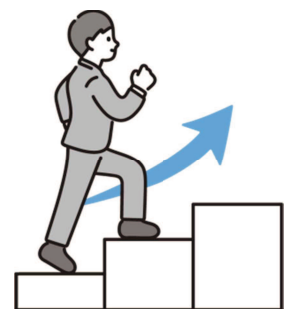
(3) 自己研修

自己研修は、職員が自らの意思により学習して能力等を高めていくものであり、自分のペースで学ぶことができます。

今後も、職員の自己研修意欲が高まるよう、職員の主体的な自己研修への取り組みを推進します。

<具体的な取組>

- ・職員の自己研修に対する支援
⇒通信教育、資格取得等に対する助成を充実させるとともに、積極的に活用されるよう周知を行います。
- ・デジタルリテラシー向上のための資格取得助成
⇒資格取得助成において、助成額を上乗せするなどの手法を検討します。
- ・e-ラーニングなど多様な受講手法の検討
⇒知識習得型の研修等において、e-ラーニングや動画研修の活用を検討します。



3 働きがいの確保

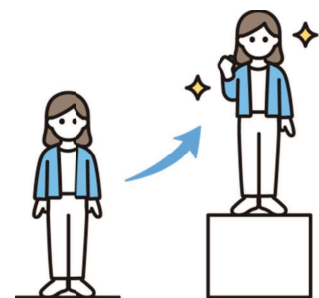
人事評価において、組織としての理念・目標と個々の職員の業務目標との関係性を明確化し、業務の意味や価値及び重要性を理解することにより、職員の主体性や意欲を引き出し、職員個人の成長につなげることが重要です。

人事評価結果の開示に当たっては、評価者が被評価者との面談等において組織への貢献度や当該職員の強み・弱み等を本人に適切にフィードバックすることにより、当該職員のやりがいやエンゲージメントを高めます。

また、職員の主体的な業務遂行や自発的な能力開発を促進するため、自らのキャリアについて考える機会を提供し、仕事へのモチベーションや昇任意欲等を高める職員の希望を踏まえたキャリアの実現を図るほか、幅広い視野の養成や職員の適性の発見のためのジョブローテーション等を行うことにより、職員のキャリア形成を支援します。

<具体的な取組>

- ・人事評価制度における面談の充実
⇒組織の目標と個人の目標との関係性の明確化と、評価結果のフィードバックの場として重要であるため、引き続き評価者研修等により充実を図ります。
- ・人事評価結果を活用した適正な配置及び処遇
⇒人事評価結果を適切に把握し、能力、意欲、キャリア等を踏まえた職員の適正な配置に努めるほか、評価結果を給与等に反映します。
- ・人事評価制度における人材育成の成果を評価に反映
⇒管理監督職等のマネジメント力を向上するため、人材育成の成果を評価に反映することを検討します。
- ・キャリアプラン形成の支援
⇒セルフアセスメントシート等の活用により、職員一人ひとりが自身のキャリアについて考える支援をします。
- ・職員のエンゲージメントを把握するための取組の実施
⇒健全な組織運営の維持、組織力の向上等につなげるため、職員の働きがいや意欲、組織に対する愛着等の「職員のエンゲージメント」を把握する取組を検討し、実施します。



4 職場環境の整備

仕事や生活のあり方に関する価値観が多様化している中で、職員相互の価値観やワークライフバランスに配慮しつつ、育児や介護など様々な事情を抱える職員が継続して勤務でき、能力を最大限発揮できるような働きやすい職場づくりが必要です。

そのため、職場の上司と部下のコミュニケーションの活性化など、上司のマネジメント力の強化と職場の信頼関係の構築を図る取組を進め、職員一人ひとりが仕事に対するやりがいや成長実感を持ちながら働き、上司や周囲の仲間が新たなチャレンジを応援できる環境を整備します。

<具体的な取組>

- ・管理監督職研修（ラインケア、ハラスメント、評価者研修等）の実施
⇒職員の能力を最大限発揮させるため、管理監督職にある職員のマネジメント力の向上に資する研修の充実を図ります。
- ・仕事と家庭の両立支援（休暇等取得や効率的な業務遂行支援）
⇒テレワーク等の柔軟な働き方の導入・活用や休暇を取りやすい環境づくりにより、職員一人ひとりのワークライフバランスを保ちながら、意欲を持って働ける職場環境の整備に取り組みます。
- ・働き方の見直し（時間外勤務時間の縮減等）に向けた取組
⇒管理監督職の職員を中心とした適正な労務管理により、様々な事情を抱える職員一人ひとりが、ライフステージにかかわらず、その能力を最大限発揮できる職場環境づくりに努めます。



VI 推進体制

人材育成を効率的かつ効果的に推進するためには、職員、管理監督者及び人事管理部門が互いに連携を図り、一体となって人材育成に取り組む必要があることから、各々の役割を明確にします。

(1) 職員の役割

職員は、自らも地域の一員であるという意識のもと、「目指すべき職員像」を目標に、求められる能力等を向上させるため、自己研修や組織内集合研修等への参加による継続的な能力開発を行うよう努めます。

また、職員相互の価値観や多様な働き方を理解し、認め、お互いのワークライフバランスの維持のために協力し合うよう努めるものとします。

(2) 管理監督者の役割

管理監督者は、部下職員の模範となるよう能力開発等を図るとともに、あらゆる機会を捉えて部下職員の指導や育成を行い、職員の意欲向上や能力を最大限発揮できる良好な職場環境づくりを行うよう努めます。

(3) 人事管理部門の役割

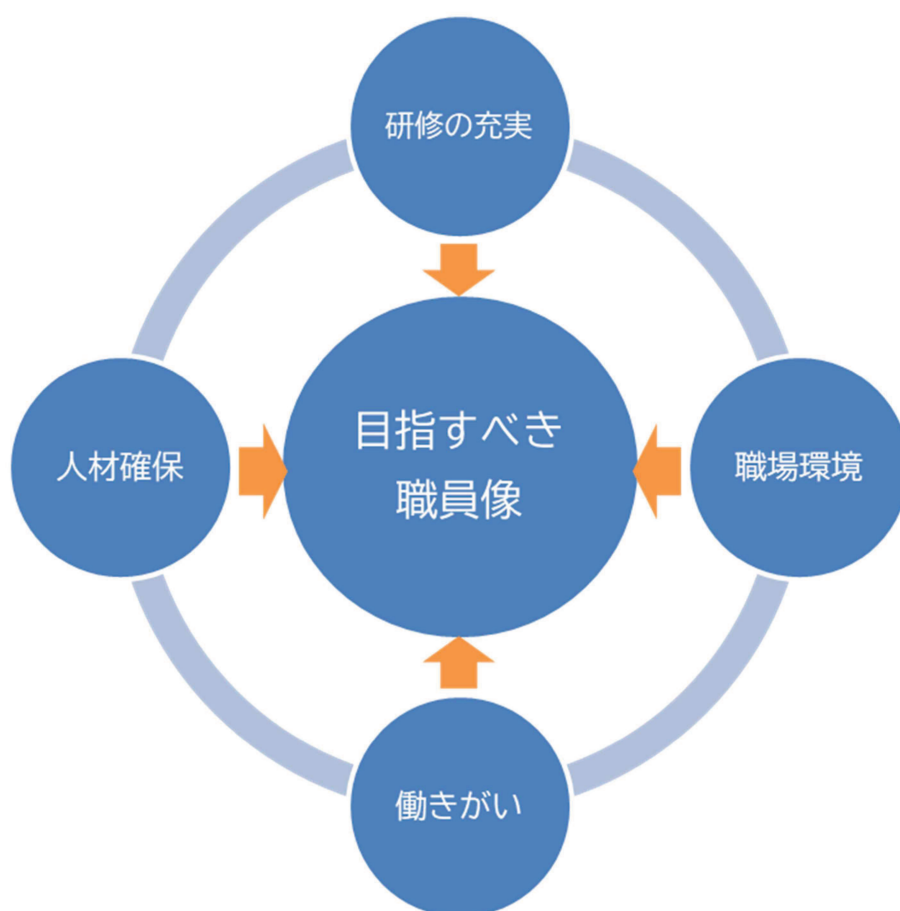
人事管理部門は、人材育成に関する取組や研修について適宜見直しを行い、職員一人ひとりが積極的に能力開発に取り組むことができる環境を整備するよう努めます。

また、管理監督者と協力し、健康管理を含む職員のワークライフバランスの維持のほか、職員のエンゲージメントを高められるような職場環境づくりに努めます。

Ⅶ 推進期間

第7次江別市総合計画の推進期間とあわせて令和15年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。

【図4：推進体制】



資料編

- ・ 資料 1 アンケート分析結果
- ・ 資料 2 江別市人材育成基本方針改定委員会委員名簿
- ・ 資料 3 江別市人材育成基本方針改定委員会設置要綱

資料1 アンケート分析結果

1 組織の現状

本市の人材育成基本方針を改定するに当たっては、事前に職員アンケートを実施し、組織の現状を次のように分析しました。

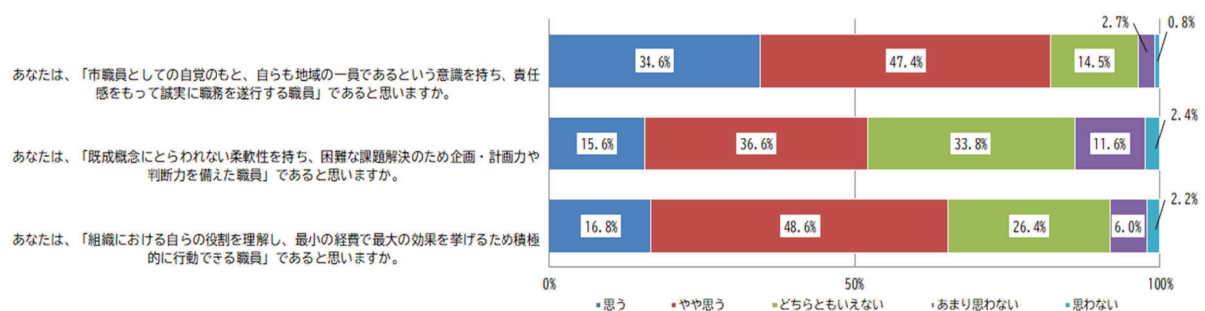
(1) 基本方針の評価について

- ・「よく知っている」及び「知っている」と回答した割合は、全体の52.2%であり、前回(H28年度:31.4%)を大幅に上回っています。
- ・「目指すべき職員像」への達成度については、「思う」「やや思う」という意見が多くありました。

【図1：江別市人材育成基本方針の内容を知っていますか】

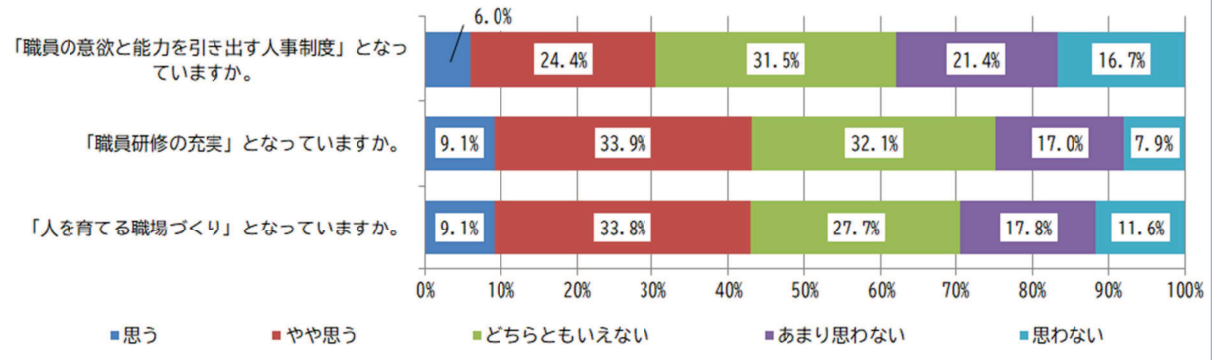
	設問	割合	前回調査
1	よく知っている	6.9%	4.3%
2	知っている	45.3%	27.1%
3	どちらともいえない	19.3%	19.8%
4	あまり知らない	21.4%	34.6%
5	知らない	6.3%	14.2%
	無回答	0.8%	0.0%

【図2：現行の人材育成基本方針に掲げる3つの「目指すべき職員像」への達成度について】



- ・人材育成の方策として掲げる3つの方策に対する評価については、「思う」「やや思う」という意見がやや少ない結果となった。特に、「人事制度」については「あまり思わない」「思わない」と回答した割合が38.1%と、「思う」「やや思う」の回答割合を上回った。

【図3：人材育成の方策として掲げる3つの方策に対する評価について】

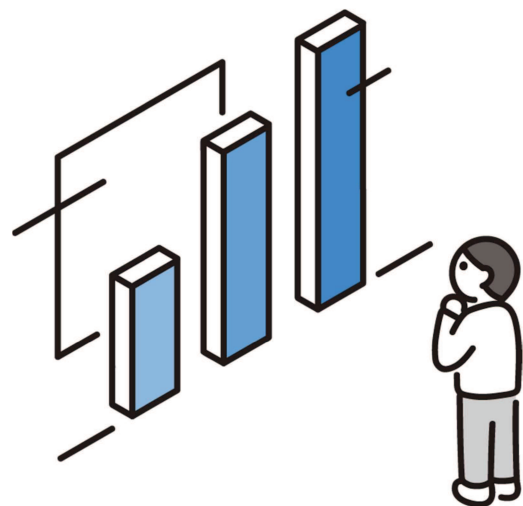
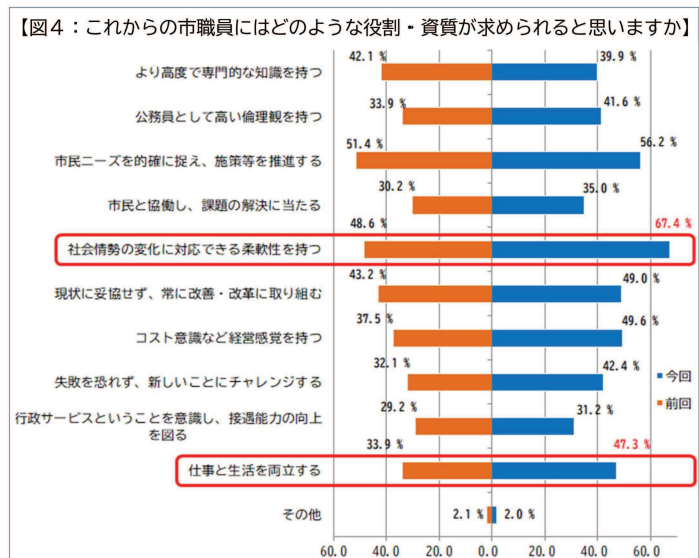


(2) 職場環境

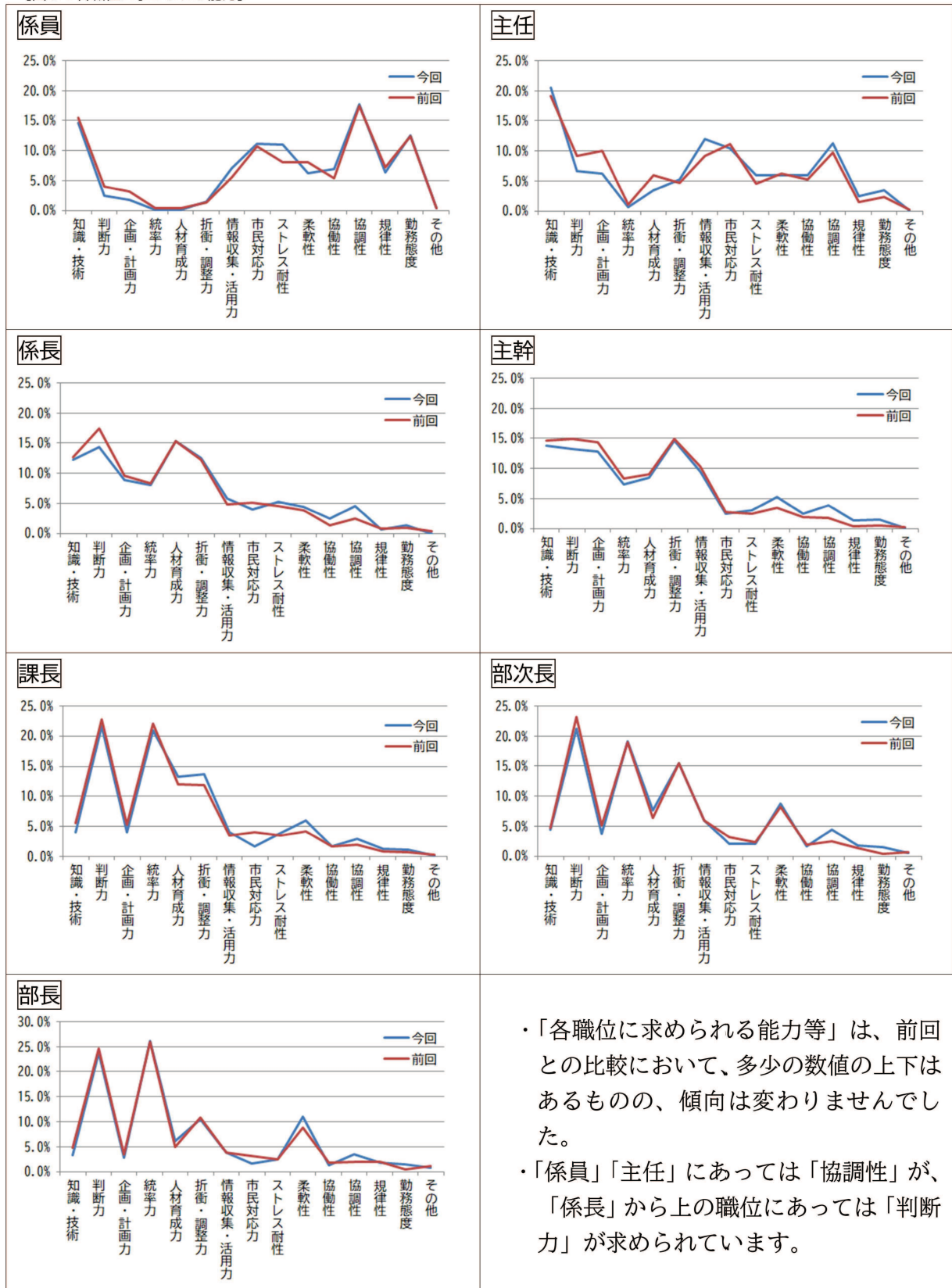
- ・「職員の自主性の尊重」や「(職場内の) コミュニケーションがとれている」と回答した割合が多い一方で、「職員が保有する能力の活用」や「上司・部下・同僚間で業務上の目標の共有化」が足りていないという回答が多くありました。
- ・働きがいのある職場とするための取組についても、ワークライフバランスの充実に関して、「思う」「やや思う」の回答が8割を超えました。

(3) 求められる役割・資質や各職位に求められる能力等

- ・「社会情勢の変化に対応できる柔軟性を持つこと」、「市民ニーズを的確に捉え、施策等を推進すること」を挙げる回答が多くありました。
- ・「目指すべき職員像」への達成度において『既成概念にとらわれない柔軟性を持ち、困難な課題解決のため企画・計画力や判断力を備えた職員』であると思いますか。」の問いに対しては「あまり思わない」とする回答が多かったことから、求められる資質とのギャップを感じている職員が多いと考えられます。
- ・また、「10～20歳代」と「30歳代」の若年層において、「仕事と生活を両立すること」を挙げる回答が多くありました。
- ・各職位に求められる能力等については次ページのとおりです。

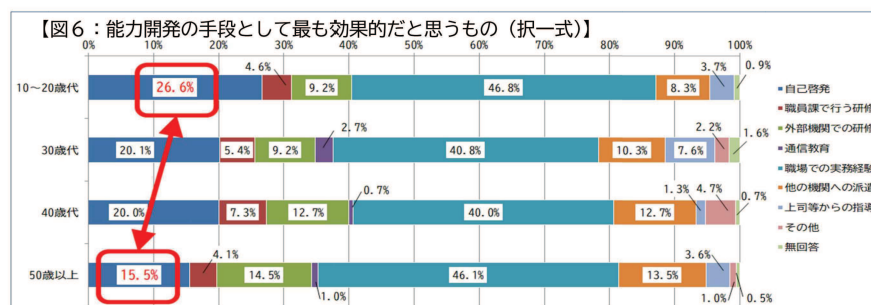


【図5：各職位に求められる能力】

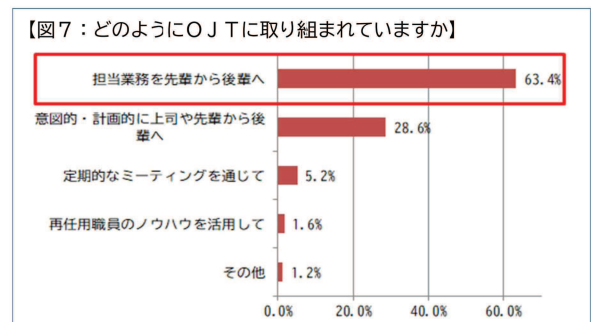


(4) 能力開発

- ・能力開発の手段として効果的なものとしては、「職場での実務経験」が最も回答が多く、次いで「自己啓発」、「外部機関での研修」、「他の機関への派遣」でした。
- ・複雑高度化する行政課題に対応するためには、「様々な行政課題に対応する具体的な能力を身に付ける研修を充実させる」「民間等経験者を含む、多様なバックグラウンドのある職員を確保」を挙げる回答が多くありました。
- ・「自己啓発」に関しては、年代が下がるにつれて割合が高くなり、「外部機関での研修」と「他の機関への派遣」については、年代が上がるにつれて割合が高くなる傾向がありました。

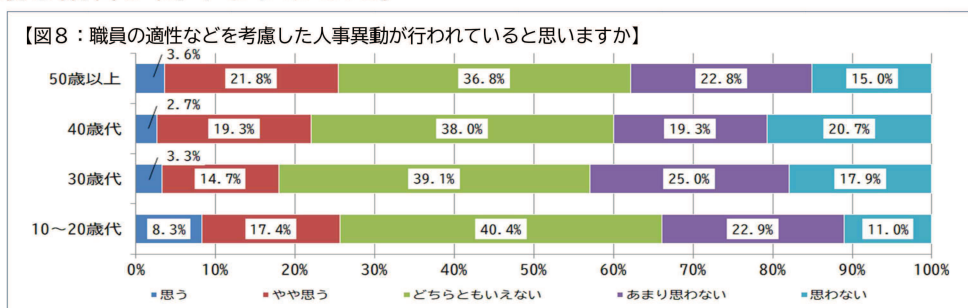


- ・職場におけるOJTは、全体の半数が「積極的に行っている」、「行っている」と回答しており、そのうちの6割以上が「主に担当業務を通じて先輩から後輩へ」と回答しています。
- ・一方で、「どちらともいえない」、「あまり行っていない」、「行っていない」と回答した職員からは「業務多忙のためOJTを実施する余力がない」との回答が多くありました。
- ・「職場に足りないもの」に関する設問でも「OJTなどによる職員の育成」の割合は上位となっています。



(5) 人事制度及び処遇について

- ・職員の適性などを考慮した人事異動が行われているかという設問に対し、どの年代においても「思わない」、「あまり思わない」の回答が多く、年代別では30歳代で最も割合が高くなりました。



資料2 江別市人材育成基本方針改定委員会 委員名簿

(令和6年3月1日現在)

No.	氏名	役職	所 属	備考
1	東 嘉一	次長	総務部	委員長
2	阿部 昌史	課長	総務部総務課長	
3	山崎 浩克	課長	教育部総務課	
4	錦戸 康成	次長	議会事務局	
5	根廻 哲哉	参事	監査委員事務局	
6	廣田 修	局長	選挙管理委員会事務局	
7	渡部 学	局長	農業委員会事務局	
8	但馬 功一	課長	市立病院事務局管理課	
9	檜森 敦司	課長	消防本部総務課	
10	池田 仁	課長	水道部総務課	

資料3 江別市人材育成基本方針改定委員会設置要綱

江別市人材育成基本方針改定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年6月20日

江別市長 三 好 昇

江別市人材育成基本方針改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市人材育成基本方針（以下「人材育成基本方針」という。）の見直しに係る調査及び研究を行い、並びに人材育成基本方針に基づく施策を推進するため、江別市人材育成基本方針改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に定める事項を所掌するものとする。

- (1) 人材育成基本方針の見直しに関すること。
- (2) 人材育成基本方針に基づく各種施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の表に掲げる者をもって充てる。

役職名
総務部次長 総務部総務課長 教育部総務課長 議会事務局総務課長 監査委員事務局参事（監査担当） 選挙管理委員会事務局参事（選挙担当） 農業委員会事務局参事（農業委員会担当） 市立病院事務局管理課長 消防本部総務課長 水道部総務課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(作業部会)

第6条 第2条各号に掲げる所掌事項の検討を円滑に進めるため、必要に応じ、委員会に人材育成基本方針作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、作業部会の組織運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

江別市人材育成基本方針

平成16年6月 策定

平成28年3月 改定

令和 6年3月 改定

発行編集：江別市総務部職員課（人事制度・人材育成担当）

住 所：〒067-8674 北海道江別市高砂町6

電 話：011-381-1007（直通） FAX：011-381-1070

令和5年度 新規採用職員研修

江別市の最高規範

江別市自治基本条例

令和5年8月8日（火）
生活環境部 市民生活課（市民協働担当）



自治基本条例とは

「市民自治によるまちづくり」

を進めるための**基本ルール**

○市民自治とは

より良いまちづくりや地域課題の解決に向け、
市民一人ひとりが自ら考え、行動すること
＝**市民が主役・主体のまちづくり**



○江別市の自治の基本を定める最高規範

他の条例や規則等は、この条例に反するものであってはならない＝「**自治体の憲法**」



【条例の解説書】

デスクネット>文書管理>市民生活課>自治基本条例>条例解説

自治基本条例の目的

目的①

市民自治を実現すること



目的②

市民・議会・市長・職員の役割を明確にすること



自治基本条例の目的 ①

市民自治を**実現**する背景 平成10年頃 国主導から**地方分権**へ

<行政が抱える課題>

- 少子高齢化、経済情勢の悪化、人手不足、インターネットの普及など、社会情勢の目まぐるしい変化
- 地域の課題、市民の価値観・ニーズの多様化

→行政だけで対応するには**限界がある**

多様化し続ける地域の課題や市民のニーズに対応するには、様々な主体が役割を分担する必要がある

→市民自治による**持続可能なまちづくり**を目指す

自治基本条例の目的 ②

市民・議会・市長・職員の役割を**明確**にする

市民の役割

まちづくりの主体として、市民自治によるまちづくりを進め、市と協働して地域の発展に寄与する

まちづくりにおける「市民」とは、...

江別市に住所を有する者（住民）だけでなく、市内で働く者、学ぶ者、事業活動などを行う人や団体も含む。

自治基本条例の目的 ②

市民・議会・市長・職員の役割を**明確**にする

議会の役割

- 市の重要な意思決定を行うとともに、行政を監視・けん制し、市民の意見を政策形成に反映させる
- まちづくりの課題を明らかにし、議会の活動に関する情報を市民に提供する

議員の役割

- 市民の声を聴いて意思を把握し、政策形成に反映させる
- 自らの活動を市民に向けて情報提供する
- 議会審議や政策立案のため積極的に調査研究に努める

自治基本条例の目的 ②

市民・議会・市長・職員の役割を明確にする

市長の役割

- 市の代表者として市民自治のまちづくりを推進する
- 公平かつ誠実な行政運営を行い、市政に関する情報を市民に説明する
- 職員の能力向上を図り、効率的な組織の運営に努める

職員の役割

- 市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行する
- 市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努める

6

自治基本条例の目的 ②

市民・議会・市長・職員の役割を明確にする

行政(市長・市職員)が行うべき仕事

- ・総合計画
- ・財政運営
- ・行政評価
- ・政策法務
- ・危機管理・防災
- ・行政手続
- ・外部監査
- ・公益通報
- ・情報共有
- ・情報公開
- ・個人情報の保護
- ・市民参加の推進
- ・市民協働の推進
- ・住民投票
- ・他の自治体等との連携及び協力
- ・市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価
- ・自治基本条例の見直し

7

市民自治の基本原則

市民自治を実現するための3つの原則

①情報共有の原則

市民と市は、まちづくりに関する情報を共有すること。



②市民参加・協働の原則

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。



③信託と責任の原則

市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

8

市民参加の推進

市民参加とは

江別市自治基本条例 第24条(市民参加の推進)抜粋

第1項 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

第5項 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。



江別市市民参加条例(H27.10.1施行)

市民参加

市の施策、事業等の企画立案、実施及び評価の各過程における主体的な参加をいう。(第2条第5号)

9

市民参加の手続きの対象

以下を行う場合、必ず市民参加の手続きを行う必要があります。

- (1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
(総合計画、環境管理計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン、男女共同参画基本計画 など)
- (2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
(自治基本条例、情報公開条例、個人情報保護条例、暴力団排除条例、自転車等の放置の防止に関する条例、公害防止条例 など)
- (3) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更
(体育館、図書館、公民館、市民会館、公園 など)
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
(一般廃棄物処理基本計画、地域防災計画、雪対策基本計画 など)

⇒詳しくは「江別市市民参加条例解説」を参照
デスクネット>文書管理>市民生活課>市民参加>条例解説等

10

市民参加の手続き

①附属機関等の設置

学識経験者、関係団体、市民等が、話し合いを通じて合意形成を図る会議。審議会、委員会、協議会などがある。

- ◆ 原則として公募等により選考した市民委員を含めなければならない。
- ◆ 委員の兼職は、3つを上限とする。
- ◆ 委員の数は、男女いずれか一方が委員総数の4割未満とならないように努める。
- ◆ 市議会議員及び市職員は委員に選任しない。
- ◆ 会議は原則として公開する。(傍聴者の受け入れ、議事録の公表)



11

市民参加の手続き

②意見公募(パブリックコメント)

- ◆市の重要な計画、方針等の素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報を募集する。
- ◆提出された意見等には、それに対する市の考え方とともに公表する。
- ◆意見を提出した市民に結果を通知する。



⇒詳しくはマニュアルを参照

デスクネット>文書管理>市民生活課>市民参加>市民参加手続き

12

市民参加の手続き

③市民説明会

- ◆市長や市職員が、施策や事業について市民に説明し、意見を聴取するための集会。
- ◆その場で直接、市民や利害関係者と意見交換・質疑応答ができる。



13

市民参加の手続き

④ワークショップ

- ◆さまざまな立場の市民が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめていく場

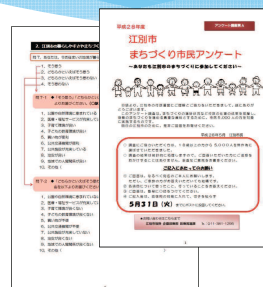


14

市民参加の手続き

⑤アンケート調査

- ◆市民の意向を把握するため、調査項目について回答を求める方法。
- ◆アンケート調査の結果は公表しなければならない。



15

市民参加【例題】

架空の話です...



市内に、コンサートホールをつくらうと検討しています。

右の3人の市職員の考え方で進めて大丈夫？
皆さんなら、どうやって進めますか？



Aさん

公共施設を建てるのは、行政の仕事。市の担当部局だけで、どんな施設にしたらいいか考えます。



Bさん

市民生活の向上に役立つものを作るんだから、市民はみんな賛成するはず。
建てる前に市民の意見を聞く必要はないよね。



Cさん

市民の意見は聞いたほうがいいと思う。周りの人に、どんなコンサートホールがいいか聞いてみるよ。

16

市民協働の推進

「協働」とは

【自治基本条例 第2条第5号】

市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むこと



江別市では...

第6次江別市総合計画えべつ未来戦略(改訂版)で、「ともにつくる協働のまちづくり」を戦略推進の基盤としている。

17

協働のまちづくり 事例①

自治会による活動

ごみステーションの管理、防犯パトロールなどの住みよい暮らしを支える活動や、災害など万が一の際の活動など、重要な役割を担っている。(住みよい地域づくりの活動に対し、市から補助金を交付)



＜例＞自治会の活動

・ラジオ体操 ・夏祭り ・花壇の整備 ・夜の防犯パトロール ・防災訓練 など



18

協働のまちづくり 事例②

市民活動団体の取り組み

独自の発想や専門性を活かし、地域の課題解決や活性化につながる事業に取り組んでいる。

＜例＞市民活動団体による「地域サロン」の開催
自治会館(新栄会館)にて、「地域サロン」を月1回開催。自治会と連携し、3世代が交流できる場を提供する。



＜例＞中津湖の清掃活動

ヘラブナ釣りや野鳥観察の名所として知られる中津湖で、毎年6月、川づくり有志の会や地元の住民により、ゴミ拾いを行っている。

19

協働のまちづくり 事例③

大学生との協働によるリーフレット制作

「市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、分かりやすく、親しみやすい」リーフレットとするため、市内4大学の学生と協働で作成。



ワークショップの様子

＜例＞

市内4大学の学生によりワークショップを実施し、リーフレットに盛り込む内容を検討。

その後、北海道情報大でデザインを学ぶ学生と話し合いながら完成。

20

協働のまちづくり 事例④

学生地域定着推進広域連携事業(ジモガク)

市内4大学の学生が、市内7団体(自治会・商工会・農協など)や、道内8自治体(芦別市・赤平市・江別市・三笠市など)での地域活動に参加する事業。地域の活性化と卒業後の学生の地域定着につながる事が期待される。



＜例＞

・大麻銀座商店街ブックストリートの運営補助
・くりやま老舗まつりイベントスタッフ
・地元商店街との協働によるNOPPOROイルミネーション など

21

市民自治のまちづくりの課題

①市民のまちづくりに対する意識の向上

- 施策や事業の情報を分かりやすく伝え、興味を持ってもらう
- まちづくりに触れる機会を増やし、当事者意識を持ってもらう

②市民参加の促進

- 多くの人が参加しやすい環境づくり(開催時間・場所など)
- 市民の意見が反映された結果を見えるようにする

③情報発信の強化

- 広報えべつ、ホームページ、SNS、ポスター掲示、動画配信など、様々な媒体で情報を発信することで、自然と目に入るように工夫する
- 前例にとらわれない情報発信方法の採用

22

自治基本条例については以上です



23

令和6年度 市民自治の推進に係る職員アンケート結果

【提言前(R3.9月)もしくは前年度(R5年度)との比較】

☆ アンケート回答状況

項目	R3	R6
アンケート対象者	738人	764人
回答数	593件	613件
回答率	80.4%	80.2%

◆ 年代・職種に関する設問

年代

選択項目	R3	R6
10～20代	18.4%	15.2%
30代	29.2%	28.4%
40代	27.7%	25.0%
50代	22.1%	27.9%
60代	2.7%	3.6%

職種

選択項目	R3	R6
事務職	58.5%	57.3%
技術職	21.4%	22.0%
消防職	19.6%	18.4%
その他(現業職・医療・福祉専門職)	0.5%	2.3%

問1 あなたは「江別市自治基本条例」について、どの程度知っていますか。

選択項目	R3	増減 変化	R6	
「市民が中心のまちづくり」を進めるための理念や基本的なルールを定め、市の最高規範として位置付けられていることを知っている	50.6%		59.2%	知っている割合 (トータル) R6 98.4% R3 97.8%
市の最高規範に位置付けられていることを知っている	17.5%		14.7%	
条例が施行されていることは知っている	29.7%		24.5%	
条例について聞いたことがない	2.2%		1.6%	

問2 あなたは「江別市自治基本条例」の基本理念や、3つの原則(情報共有の原則、市民参加・市民協働の原則、信託・責任の原則)を意識して行政運営に取り組んでいますか。【複数回答】

選択項目	R3	増減 変化	R6
市民と市が、まちづくりに関する情報を共有する「情報共有の原則」を意識している。	49.2%		49.1%
市民は、まちづくりの主体として、まちづくりの参加及び協働を進め、市は、それを尊重する「市民参加・協働の原則」を意識している。	41.1%		50.2%
市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負う「信託と責任の原則」を意識している	54.5%		56.8%
上記のいずれも意識していない	9.3%		10.4%
無回答	1.0%		1.5%

問3 江別市自治基本条例第16条では、政策法務の重要性が規定されています。あなたは日頃の業務において、条例・要綱等を活用し、業務を行っていますか。(R5年調査新設)

選択項目	R5	増減 変化	R6	活用している割合 (トータル)
日頃から要綱・条例等を活用しながら業務を行っている	56.5%		60.5%	R6 74.4% R5 71.3%
トラブルなどが生じた場合のみ活用している	14.8%		13.9%	
あまり活用していない	22.4%		20.7%	
政策法務がそもそも何かが分からない	4.9%		4.1%	
無回答	1.4%		0.8%	

問4 あなたは、市政への市民参加に係る次の事項について知っていますか。【複数回答】

選択項目	R3	増減 変化	R6
市の基本的な計画や条例の制定・改廃、大規模な公共施設の設置計画の策定・変更など、市民生活に大きな影響を及ぼす施策を行うときは、原則として、市は附属機関等の設置や意見公募（パブリックコメント）など市民参加の手続きを行わなければならないことを知っている	74.2%	▲	76.7%
附属機関等には、原則として、市民から公募した委員を含めなければならないことを知っている	56.8%	▲	63.6%
附属機関等の委員には、原則として、市議会議員及び市職員（特別職・臨時的任用職員・会計年度任用職員を含む）を選任してはならないことを知っている	—	—	50.9%
学識経験者や関係団体からの推薦者も含め、附属機関等の委員の兼職は3つまでと定められていることを知っている	37.4%	▲	48.8%
意見公募（パブリックコメント）の実施結果は、公共施設等での閲覧やホームページ掲載により公表するとともに、意見を提出した市民に対して、結果の一覧表を送付することを知っている	56.7%	▲	62.0%
附属機関等の会議録、市民説明会及びワークショップの開催記録は、終了後30日以内に公表しなければならないことを知っている	26.0%	▲	35.2%
上記のいずれも知らなかった	11.5%	▲	7.8%
無回答	1.3%	▲	0.8%

問5 令和5年3月「市民参加手続き職員ガイドライン」を知っていますか。（R5年調査新設）

選択項目	R5	増減 変化	R6	知っている割合 (トータル)
読んだことがあり、業務に活用している	11.7%	▲	14.5%	R6 72.1% R5 71.1%
読んだことがある	27.9%	▲	26.4%	
作成されたことは知っている	31.5%	▲	31.2%	
作成されたことを知らなかった	27.0%	▲	26.3%	
無回答	1.9%	▲	1.6%	

問6 江別市自治基本条例第12条では「職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない」と定められています。市民生活課では、職員に条例を周知するため、新規採用研修での講義やデスクネッツでの定期的な周知などを行っています。職員が、より条例への理解を深め、条例の趣旨を意識して業務にあたるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。【複数回答可】

選択項目	R3	増減 変化	R6	
現状の取り組みを地道に続ける	52.1%		54.0%	1位
デスクネッツなどによる周知回数を増やす	40.6%		31.0%	2位
より親しみやすくなるように周知内容を工夫する (クイズ・ゲーム・検定など)	18.5%		17.1%	
管理職を対象とした研修を実施する	15.0%		15.8%	
中堅職員を対象とした研修を実施する	24.6%		28.4%	3位
自治会活動や市民活動に職員を派遣する	10.3%		8.3%	
市内の民間企業との人事交流による研修	—	—	8.0%	
職員による庁内横断的な組織(推進委員・ワーキンググループなど)を設置する	8.9%		8.5%	
市民生活課(市民協働担当)への合議・報告などにより、チェック体制を強化する	—	—	6.2%	
上司が、情報共有・市民参加・市民協働を意識した指導を行うなど、条例を尊重する姿勢を部下に見せる	9.4%		14.5%	
「わたしの市民協働」や「〇〇課の協働事例」などのテーマで、職員や各部署の取組事例を紹介する	2.7%		8.0%	
イメージキャラクターやスローガン等により印象付	3.5%		6.5%	
その他	4.0%		1.1%	
無回答	1.7%		2.0%	